

1 募集要項

(1) 対象事業の概要

事業内容

質問事項	回答
整備手法は、BTO方式と思われるのですが、この方式を採用したのはどのような理由か。	校舎については設置者の自己所有であることが大学設置認可の前提となっているためです。
本事業は「割賦販売法」の対象外であると理解してよいか。	検討中です。
建物建設中の敷地に対する権原は、民法上の「使用貸借」か「賃貸借」か、あるいはそれ以外の権利か。	工事期間中の建設予定地の確保については、県と地権者（横須賀市）との間で事業者には支障の無いよう対処する予定です。

業務の範囲

「元金相当費用」-「設計及びその関連業務にかかる費用」とあるが、関連業務については「設計企業」以外の者でも実施は可能と認識してよいか？また、事業会社が自らのノウハウを用い、事業性能の把握のためにチェックする目的で関連業務を実施することは可能と認識してよいか？	法に定められた範囲内でご指摘のとおりのご取扱いで結構です。
「元金相当費用」-「建設及びその関連業務にかかる費用」とあるが、関連業務については「建設企業」以外の者でも実施は可能と認識してよいか？また、事業会社が自らのノウハウを用い、事業性能の把握のためにチェックする目的で関連業務を実施することは可能と認識してよいか？	法に定められた範囲内でご指摘のとおりのご取扱いで結構です。
建設及びその関連業務に係る費用中に、外構工事費の記載がないが、元金相当費用に含まれると考えてよろしいか。	ご指摘のとおりのご取扱いで結構です。
工事を伴う備品整備とは何を指すか	諸室関係資料の他、別冊で配付する、備品リスト（工事を伴う備品）及びAV機器等リストを参考にご検討ください。なお、様式23の備考欄を利用して、本備品リストと異なるものがある場合は、当該備品名とその理由を付記してください。
(6) エの「工事を伴う備品整備費」と、18ページ7.事業の実施に関する事項の(6) その他ウに示される「別途発注する備品」との区分について説明を御願います。	「工事を伴う備品」については諸室関係資料の他、別冊で配付する、備品リスト（工事を伴う備品）及びAV機器等リストを参考にご検討ください。それ以外の可動備品や情報関連の備品等が「別途発注する備品」となることを考えております。
周辺影響調査費の想定内容（交通・生態系・風等）について教えて欲しい。	必要に応じて実施してください。なお、工事開始後に追加費用が発生する場合には、事業者の負担と考えております。
周辺影響調査費には、周辺影響に対する補償費及び交渉費にかかる費用は含まれるか。	ご指摘のとおりのご取扱いで結構です。
電波障害対策費の対策の範囲はどのようになるのか。	必要に応じて設定してください。

質問事項	回答
電波障害対策費は、計画建物形状よりの机上検討による一般的費用と考えてよいか。	ご指摘のとおりので取扱いで結構ですが、電波障害が発生した場合の処置に係る費用については、事業者の負担と考えております。
電波障害対策の方法について、何か方針等がありますでしょうか。	電波障害予想範囲を想定し、その防除方法を計画し、提案してください。
業務の範囲、周辺影響調査の範囲について、16ページのリスク種類にある環境アセスとの係わりがあるか。ある場合どのように解釈するのか。また、都市計画とのスケジュールの兼ね合いについても教えてください。	環境アセスについては、公有水面の埋立事業として、横須賀市で手続き済みです。
当計画は法令上、環境アセスメントの適用対象外と考えてよいか	環境アセスについては、公有水面の埋立事業として、横須賀市で手続き済みです。
横須賀市には環境基本条例がありますが、本計画が適用を受けるかご教示いただきたい	条例の理念をふまえた計画となるようご配慮ください。
公有水面の埋め立てについて環境アセスメントの適用を受けていると思うが、これに対して本事業において考慮しなければならない点をご提示願いたい。	新たに環境アセスメントが必要となる事態は想定しておりませんが、提案内容により必要に応じてご検討ください。
開発許可の手続き業務が必要とあるが、その理由はなにか	設計内容により、開発許可が必要な場合もあるものと考えられます。
横須賀市の開発行為等指導要綱の適用を受けると思われますが、それに対する市の指導内容、周辺住民への周知の方法等をお教え下さい	必要に応じてご調査ください。
交通処理について管轄警察署との事前調査が必要となるかお教え下さい。	必要に応じてご調査ください。
事業者が、竣工引き渡し時に登記することが条件となりますか、事業者の判断で登記しなくてもよいですか。	法に基づいた手続きが必要と考えております。
建物竣工時にいったん事業会社の名義で建物の所有権保存登記を行い、その後、移転登記を行うものと解してよいか。（登記費用節約のため、直接県の名義で所有権保存登記をすることはできないと解してよいか）	法に基づいた手続きが必要と考えております。

#### 割賦料の支払

「割賦料の支払い」と「瑕疵担保」とは切り離されると認識してよいか。瑕疵があった場合でも、割賦料の支払が遅延・減額されることはないと認識してよいか。	瑕疵への対応が適切に行われる限り、割賦料への影響はありませんが、それが不十分の場合、支払を遅延・減額する方向で検討しております。
「割賦料の支払い」と「維持管理料の支払い」とは切り離された契約と認識してよいか。維持管理業務が仕様に達しない場合に維持管理料の減額だけでなく、割賦料の支払が遅延・減額されることはないか。	事業の契約としては一体ですが、維持管理料の支払いの一時停止、減額、維持管理業者の入れ替え等を考えており、その他については検討中です。
割賦料支払期間について、30年間となっているが、この期間について変更は可能かどうか。（30年は長すぎるので短縮できるようにであればどの位にできるのか）	本要項に基づいた期間の設定となります。

質問事項	回答
「県への所有権の移転後に支払い開始」とあるが建設期間中（着工時より）から支払い開始することは検討いただけないか。	本要項に基づいた割賦料の支払となります。
割賦料支払日が休日の場合、次に到来する銀行営業日が支払日であると理解して良いでしょうか。	基本的にはそのように理解していただいて結構です。詳細については、優秀提案等の選定後にお示しする契約案（以下「契約案」という。）でお示しする予定です。
元金相当費用の内訳には、建設期間中の金利支払いは費用項目として含まれていないが、建築工事に建設期間中の金利支払いは含まれると考えてよいか。	元金相当費用に算入する場合は、2（6）サその他事業に伴う経費としてください。
建設及びその関連業務にかかる費用とありますが、その関連業務を具体的に教えてください。	様式集P96の様式29に基づき、各工事費を算出して下さい。
契約書内容の検証のための弁護士費用は含まれるか。	応募者のご判断によります。
開発許可、建築確認等の手続に要する経費の但し書きにある説明会開催費について説明会の範囲と想定回数をどのように設定すればよいか。	必要に応じて設定してください。
周辺影響調査費については資料「設計・建設条件」に添付された神奈川県庁環境管理システム実施要綱の中の環境配慮計画書作成のための調査と考えてよいか。また、その場合調査項目を指示してほしい。	必ずしもご指摘のとおりではないものと考えておりますので、必要に応じて実施してください。
ケ「事業者の登記に関する費用」とは、具体的に何の登記を想定しているのか。	不動産の登記に関する費用を想定しております。
本事業において、事業会社は建物取得税を支払う必要があるのか	法に基づいた対応が必要と考えております。
「消費税について」- 本事業における割賦契約はいわゆる金利別記となりますので、事業会社（SPCとなることを予定）は建物に関する売上を引渡時に一括で計上する事になります。従いまして、その売上に掛かる消費税は引渡時に発生することになりますので、神奈川県様には引渡時にその消費税をSPC（＝事業会社）あてに当然お支払いいただくこととなりますが、その点につき確認をさせていただきたく存じます。	消費税は、元金相当額に組み入れてください。
「元金相当費用」- 事業会社の経費・利益は「契約にかかる費用」および「その他事業に伴う費用」に計上可能と認識してよいか？」	応募者のご判断によります。
「元金相当費用」- 実際の事業時にはSPCが事業会社に業務委託することになるが、その費用は「契約にかかる費用」および「その他事業にかかる費用」に計上可能と認識してよいか？」	応募者のご判断によります。
「元金相当費用」- SPCから事業会社にコンストラクションマネジメント業務を委託することを検討中だが、「工事監理費」および「設計及びその関連業務にかかる費用」として計上可能と認識してよいか？」	応募者のご判断によります。
建物建設中の敷地使用料は無料と解してよいか	工事期間中の計画地の借地料は発生しません。ただし、建設予定地以外の土地についてはこの限りではありません。

質問事項	回答
2(6) 工事を伴わない備品関連（什器等）は本見積の対象外と考えてよろしいですか。	ご指摘のとりの取扱いで結構です。

維持管理料の支払い

維持管理料の支払は割賦料の支払と同じタイミングで同じ銀行口座に支払われると考えてよいか。	原則として、ご質問のとおりと考えております。
維持管理料には、物価変動の要因を反映させるがあるが、どのように反映させるのか。	契約案で提示します。
物価変動等の要因の基準となる指標は何か。見直しはどのような頻度で行うのか。例えば、この指標が消費者物価指数等であった場合、現経済状況下ではマイナスの変動になる可能性も否定できないと考えられる。この場合はどのような取り扱いになるのか。	基準、見直しの頻度は契約案で提示します。なお、マイナスの変動も考慮しようと想定しています。
維持管理料に反映させる「物価変動等の要因」とはどの程度の範囲を示すのか。30年もの長期に及ぶ維持管理ではCPI構成要因の変動だけでなく、技術革新等も想定され、抜本的な変更も必要になると考えられるが、いかがか。	技術革新等により従前の維持管理料が大きく影響を受ける場合は、別途協議を行う方向で検討しています。

その他

「債務負担行為を設定し、本事業に必要な額を30年間にわたり支払う」ということは、募集要項P19にある基本契約および2種の付属契約は、建設期間も含め30数年間の長期契約になると理解してよいか。	ご質問のとおりと考えております。
債務負担行為の設定は、建物等割賦販売と30年間の維持管理業務の両方について設定されるか。また、債務負担行為の設定に関わる議会議決の時期はいつなのか。	債務負担行為については割賦料と維持管理料を一括で設定する予定です。議会の議決時期は、基本契約の締結までの期間の間に議決される予定です。
「その他」-16ページ、債務負担行為が承認されない時、事業は中止になるのですか。その場合、費用の補償はあるのでしょうか。	本事業に関する債務負担行為の設定が県議会において議決されることが、事業推進のためには必要と考えております。万一本要項に基づく事業が中止になった場合の措置については、検討中です。
債務負担行為として設定された額は、各支出年度の歳出予算において「義務的経費」として計上され、例えば財政構造改革による歳出の見直しや、財政再建団体指定による歳出の見直しの時にも減額されない性質のものと解してよいか。	債務負担行為は、将来にわたる債務を負担する行為であり、毎年の歳出予算に所用の支払額が予算計上されることとなります。
債務負担行為が設定される本事業に必要な額とは、割賦料と維持管理料から構成されるという理解でよいか。さらに、割賦料、維持管理料はそれぞれ元金や費用のような固定部分と金利、物価に応じて変動する部分から構成されるが、変動部分についても債務負担行為が設定されるとの理解でよいか。	ご質問のとおりと考えております。

質問事項	回答
債務負担行為に関しては、毎年、予算の議決決裁は必要なのか。その際に事業者の事業内容について討議が行なわれることになるのか。	債務負担行為は、将来にわたる債務を負担する行為であり、毎年の歳出予算に所用の支払額が予算計上されることとなります。

質問事項	回答
本件に関する長期債務負担行為が議会承認されない場合は、どのような手当が行われますか。	検討中です。

(2) 事業者選定の流れ  
優秀・佳作の選定

「提案の中から優秀提案を1、佳作提案を若干数選定する。」とありますが、提案書の提出者が1社（又は1グループ）しかなかった場合、その企業の提案が優秀提案となり優先交渉事業者となり得るか。それとも、この方式による事業者選定は中止となるのか。	応募者が1者の場合でも、審査により事業者を選定します。
--	-----------------------------

事業者の選定

「協議が整わない場合には、佳作提案者と協議を行う場合もある。」との記述がありますが、協議の整わない場合とはどのような状況か具体的にお示し願います。たとえば、協議の過程で事業者側が提案した資金計画について更なる割賦条件を事業者側に求めることがあるのか。	たとえば支払方法や契約内容についての合意が得られない場合を想定しています。その他、状況に応じた協議をさせていただきたいと考えております。
「事業者の選定」 - 「協議が整わない場合」とは、どのような場合が考えられるのでしょうか。この時点で、12年7月に契約される基本契約は提示されるのでしょうか。	たとえば支払い方法や契約内容についての合意が得られない場合を想定しています。また協議の段階で基本契約の案を提示する予定です。
優秀提案を行なった応募者との協議が整わない場合、佳作提案者との協議を行なう場合もあるとされているが、佳作提案者を事業者とした場合のスケジュールは想定しているか。	契約のスケジュールは要項記載のとおりであり、特に変更する予定はありません。

(3) 応募条件  
応募者

P.4-4(1)、(2)、P.20-10(7) 維持管理会社について、応募者に入っていないがなぜか。事業会社は、「神奈川県競争入札参加資格者名簿」の維持管理にかかる関連種目に登録していなくてもいいのか。維持管理にかかる協力会社も同様に登録していなくてもいいのか。特定目的会社も同様か。	本事業にかかる資格審査については、県立大学として県の提示する条件を満たした施設整備を行う者が維持管理についてもその実施に携わることが合理的と考えているため、維持管理にかかる関連種目への登録は必要としておりません。
主として「維持管理業務」を行なう者を応募者グループに加えることはよろしいか。	応募者の構成員としての資格を満たしていなければ、構成員としては扱いません。
一者ですべてを兼ねることはできないのでしょうか？建物等を譲渡する者/事業会社と建物等を建設する者/建設企業とが同一の会社でもよいのか？また、建物等を建設する者/建設企業と建物等を設計する者/設計企業が同一の会社であってもよいのか？	ご質問のとおりと考えております。

質問事項	回答
<p>各構成員の役割では事業者は事業会社、設計企業、建設企業となっているが「建物等の販売及び維持管理に関する基本契約」、「維持管理業務に関する付属契約」の締結に関しては事業会社が行う事となっている。しかし、当事業は割賦販売であるため割賦販売法に基づく会社でなければ割賦契約ができないため事業会社は必然的に割賦販売業者になってしまうように思われるが、維持管理に関しても割賦販売業者が契約を行うということはさらに維持管理を行う運営会社に外注する形になるが、30年に亘る事業期間において維持管理を行う運営会社が事業者の構成員に含まれていないのは責任という側面からも不具合が生じる可能性がある。そのため、要綱に記載されている事業会社、設計会社、建設会社に加え、運営会社を含めることは可能か</p>	<p>応募者の構成員としての資格を満たしていなければ、構成員としては扱いません。</p>
<p>「応募」 - 「同等の役割を担う能力を有するもの」とは、具体的にどのような者をさすのでしょうか。</p>	<p>建物等を譲渡する者、建物等を設計する者及び建物等を建設する者の全ての資格を満足し、担うことのできる者を指します。</p>
<p>「2者又は3者のグループ」の意味は建物譲渡、設計、建設のすべてを1者がやってはいけないという意味に解してよいか。この場合の「者」とは事業会社あるいは代表事業会社（複数の場合）となる1企業、建設企業あるいは建設幹事企業（複数の場合）となる1企業等と解したが、これでよいか</p>	<p>全ての業務を1者が行うことは可能です。また、この場合の「者」とは、あくまで役割を示すものです。</p>
<p>応募者が単独(1者)で「事業会社」「設計企業」「建設企業」を兼ねることは可能かどうか。同等の役割を担う能力を有するものがどのような応募者を指すかについて可能であれば御教示ください。</p>	<p>全ての業務を1者が行うことは可能です。また、この場合の「者」とは、あくまで役割を示すものです。</p>
<p>「これと同等の役割を担う能力を有する者」とは応募者の構成員が株主となる特定目的会社のことを示しているのか。ほかに具体的に想定があるのか</p>	<p>建物等を譲渡する者、建物等を設計する者及び建物等を建設する者の全ての資格を満足し、担うことのできる者を指します。</p>
<p>提案書提出までに構成員の追加は可能ですか。</p>	<p>応募者の構成員の変更はやむを得ない事情が生じた場合を除いて不可とします。</p>
<p>出資者は事業者の構成員でなければならないか。</p>	<p>出資者が事業者の構成員である必要は必ずしもありません。</p>
<p>辞退者が他の応募者の構成員になることは可能か。</p>	<p>応募者の構成員の変更はやむを得ない事情が生じた場合を除いて不可とします。</p>
<p>(1) に「応募を含むそれ以降の提案に係る諸手続き」とありますが、これは参加表明提出以降と理解してよろしいですか。</p>	<p>ご質問のとおりと考えております。</p>
<p>応募者の資格</p>	
<p>割賦販売業者以外の企業が「建物等を譲渡する者」となってもよろしいでしょうか。</p>	<p>「建物等を譲渡する者」に関する応募者の資格を満たしていれば可能です。</p>

質問事項	回答
神奈川県競争入札参加資格の経営指標が「B」ランクの場合でも、今回の入札においては、経営指標を審査対象とせず、審査減点の対象とならないということでしょうか	資格確認においてはご質問のとおりと考えております。
構成員すべてが「神奈川県競争入札参加資格者名簿」の関連種目に登録していることが必要、と解してよいか	ご質問のとおりと考えております。
応募者の構成員になろうとするものは、神奈川県競争入札参加資格認定が必要と記載されていますが、一級建築士事務所の登録を行っている建設会社が、設計事務所と設計JVを組んで応募する場合（設計幹事企業ではない）も、上記神奈川県競争入札参加資格認定が必要でしょうか。	必要となります。
応募者の構成員の資格要件として、「設計企業」においては一般的に直接入札に参加することがないため「神奈川県競争入札参加資格名簿」に登録していない場合が多いが、今回の入札において当該入札名簿に登録する必要があるかどうか	登録する必要があります。

#### 応募資格の制限

どの時点で県の指名停止期間であった場合、応募資格がないとされるか。例として以下の ~ の場合について指示してほしい。 12/7の資格確認日に指名停止期間でなければよいか。 12/5まで指名停止期間であった場合、12/6に応募資格を満たしているとして、参加表明することができるのか。 12/7の資格確認日以降に指名停止処分を受けた場合、応募資格を失うことになるのか。	ご質問のとおりです。
本募集要項で定められている本事業について事務局と協力者以外の本事業に係わった者についての定義を可能であれば御教示いただきたい。	本事業の審査に関わる者を想定しています。

#### 応募に関する留意事項

「やむを得ない事情が生じた場合は県と協議を行う」にあるやむを得ない事情とはどのようなことを想定しているか	例えば、応募中に構成員が指名停止等の理由により応募者の構成員の資格を失った場合などを想定しています。
応募者の構成員の変更は認めないと記述されているが、複数の企業が事業会社等を構成している場合、県との諸手続きを行うことになっている代表事業会社が県の指名停止などやむを得ない理由により変更を余儀なくされた場合は他の構成員により代表者の変更は可能か	ご質問のとおりと考えております。
事業者を選定された後、選定事業者の構成員たる、事業会社、設計企業、建設企業のそれぞれにつき、メンバーを追加することは可能か	基本協定の相手方としての追加は想定しておりません。



質問事項	回答
提出した提案が優秀提案書となった場合、資金計画表の出資及び借入れの計画の変更は可能か。また、可能な場合、いつの時点で可能となるか。	原則として変更は不可ですが、協議による変更はあり得ます。

質問事項	回答
実施設計段階での県との協議結果による設計図書の変更は、本規定の対象外としてよろしいか。	ご質問のとおりです。

応募手続

提案書の資金計画書に融資先を明記するようになっていますが、この融資先は他の応募者への融資先、ないし応募者と重複してもよろしいのでしょうか。	ご質問のとおりと考えております。
参加表明若しくは提案書提出者の公表はあるか。あるとすればいつ頃か。	実施スケジュールに即し必要に応じた公表をすることを考えております。
本文からは、応募者の資格があれば必ず提案要請書の通知が来ると読みとれるが、それでよいか。	参加表明を行った応募者に対して資格が確認できれば提案要請をいたします。
要求図書（提出書類）以外の提案資料を追加してもよいですか？	本要項の中で提出することになっているものの以外の資料は、審査の対象外です。
融資等に関しては、その裏付けとなる書類等の添付の必要はあるのでしょうか。	提案時には、本要項で指定のある資料以外の提出の必要はないものと考えております。
「グループ構成表」 - グループ名をつけてよいのでしょうか。例えば、「〇〇グループ」というグループ名でグループ構成表を提出してよいのでしょうか。（ただし、事業会社、設計企業、建設企業の名称ではない名称）	記載していただいても結構ですが、本要項に示す要項の記載事項については必ず記載して下さい。
環境配慮計画書の様式27の現況生態系・交通計画等に関する資料等は、提示してもらえるのか。	県から提示する予定はありません。必要に応じて調査してください。
提出書類中、上記決算書類を最近4期分提出するとあるが、平成10年に合併しているが、合併以前のものも提出するのか。	合併以前のものについては、合併前の会社両社についてのものご提出下さい。
周辺道路の交通量調査資料、また、交通混雑、渋滞緩和方策等の計画資料等があればご掲示願いたい	県から提示する予定はありません。必要に応じて調査してください。
様式27の環境配慮計画書の環境把握については、各社の調査によると考えてよいか。また、調査内容の表現、まとめ方について、様式で制限されるものはあるか。	必要に応じて調査してください。様式に従って記載していただければ結構です。
応募者への回答は個別に行われるのでしょうか、それとも公表されるのでしょうか。	要項にお示した場所において、配布いたします。
第1回目及び第2回目の質疑受付、回答の日程が記されていますが、第2回目の質疑受付11月10日以降は一切質疑は不可でしょうか。	不可といたします。

質問事項	回答
「カ参加を辞退する場合」- 提案辞退書の送付なくして提案を辞退したときには何らかのペナルティーがあるのか？	特にペナルティーは考えておりませんが、提案辞退届の速やかな提出をお願いいたします。

質問事項	回答
他の応募者の質問に対する回答書についても本募集要項と同等の効力をもつを解してよいか。また、その場合は、他の応募者に対する回答も開示するのか	ご質問のとおりです。

(4) 審査及び審査結果の通知  
審査

審査委員会のメンバーの公表はあるか。あるとすればいつ頃か。	審査委員については、公表予定ですが時期は未定です。
「審査」-「事業・資金」、「技術」及び「維持管理」において何が最も重視されるのか？	要項で示したとおり「事業・資金」、「技術」及び「維持管理」を総合的に審査します。
審査基準は事前に公表されないのか。仕様を満たしていさえすれば、最も総事業費が低い提案が評価されるのか。建設費の上限値以下に収まっている場合は、より優れた提案が評価されるのか。	要項で示したとおり「事業・資金」、「技術」及び「維持管理」を総合的に審査します。
文中「より優れた提案」とありますがもう少し具体的にどのような項目を重視するかご提示いただけますか。	機能、性能が県の提示条件等より優れているものを想定しています。
ヒアリングを行う場合は、いつごろどのような内容のプレゼンテーションが予想されるか。（参加人数、ビデオの使用の有無など）	ヒアリングの実施については検討中です。

審査結果の通知及び公表

「審査結果の通知および公表」- 審査過程は透明性、説明義務の観点から審査結果公表後には公表されるべきであると思うが公表されるのか？	審査結果は公表しますが、公表の方法、範囲等については検討中です。
「審査結果の通知及び公表」- 審査結果を講評としてまとめて発表するとあるが、個別のグループのスプレッド、スキーム等の提案内容は全て公表されるのか？	審査結果は公表しますが、公表の方法、範囲等については検討中です。
事業者選定後、各社の提案書は落選者の分も含めてすべて公表されるのか	審査結果は公表しますが、公表の方法、範囲等については検討中です。
提案には、企業秘密も含まれている場合があり、公表に関し事前に応募者に了解をとってもらえるか。	審査結果は公表しますが、公表の方法、範囲等については検討中です。

質問事項	回答
審査結果を講評としてまとめ公表する。とあるが、優秀提案、佳作提案の内容についてはすべて公表するのか。特に事業・資金提案書の（a）費用等積算表（b）資金計画表（c）提案スプレッド（d）長期収支計画表（e）30年間償還表、維持管理提案書の（a）維持管理内容説明書（b）維持管理料見積書（c）長期修繕計画書は公表されるのか。	審査結果は公表しますが、公表の方法、範囲等については検討中です。

（5）提示条件  
事業・資金

6（1）建物完成と、備品等の搬入・据付の時期についての計画等があれば御指示下さい。	基本的には、本要項に記載のとおり建物引渡を平成15年1月末日までとしており、その後、開学までに必要な備品等（本要項の業務範囲の工事を伴う備品を除く）の搬入・据え付けを行う予定です。
5年毎の元利均等払いを想定する場合の金利の算出方法は、募集要項11ページ「6提示条件(1)事業・資金 割賦料の支払 ウ割賦金利」で定められている割賦金利を適用するとの理解でよいのか。また、元利均等払い開始前の発生利息の算出方法を教えてもらいたい。	金利の算出方法については、募集要項11ページ記載の割賦金利を適用して下さい。元利均等払い開始前の発生利息の算出方法については、募集要項2ページ「(6)割賦料の支払い」における「元金相当費用」総額に対する平成15年2月1日より同年3月末日までの割賦金利を365日の日割り計算によって算出して下さい。
基準金利の計算開始時点は平成15年4月1日となっているが、平成15年1月末日引き渡しから同年3月末日までの期間の基準金利適用日はいつの時点の金利を適用するのか	事業者決定後の基準金利の適用日等については、契約案の中で考え方を告示する予定です。
スプレッドは、期間毎に異なるスプレッドを提示することも可能という理解でよいのか。（ステップアップ方式等）	スプレッドについては全期間同一という前提でご提示ください。本要項の提示条件に従った提案をした上で別途いただくことはかまいませんが、審査の対象は提示条件に従った提案です。
基準金利の、決定時期、決定根拠、決定者を教えて下さい。	提案時には、本要項等の記載に従って提案書を作成してください。事業者決定後の基準金利の適用日等については、契約書案の中で考え方を告示する予定です。
基準金利である、6ヶ月LIBORベース金利スワップレートは、利息後払いベースという理解でよいのか。	基本的にはそのように理解してもらって結構です。詳細については契約時に定めま
基準金利のスワップ期間は、5年一括ではなく、実際のキャッシュフローに対応する期間として欲しい。	提案時には、本要項等の記載に従って提案書を作成してください。なお、スワップレートはあくまでも支払金利を決定する上での基準金利として理解して下さい。
基準金利は5年物のスワップレート/6ヶ月LIBORベースのうち6分の1をアモチ付/残価なし、残額を一括物/残価付とする基準金利を加重平均する方法で良いのか。また募集要項22ページ記載の償還表の基準金利にもこの計算方法を適用するものと考えて良いか。	算出対象となる金額全額について一律の基準金利を適用してください。償還表の基準金利についても同様です。

質問事項	回答
30年間で建物譲渡代金を割賦で支払うことになっており、かつ5年毎に支払金額が金利要因により変動する形態は、税・会計上の割賦基準に適合しているか。	税・会計上は、基本的には延払基準に適合するものと考えられますが、実際の取扱いについては、個別要因等もあるかと思われまますので、各事業会社専属の会計士等にご確認下さい。
金利固定は5年間とありますが、長期ローンにより安定化させることも県にとってはメリットになることもあるかと思えます。5年固定以外の提案も可能ですか。	金利固定期間は5年間という前提でご提示ください。なお、審査の対象は提示条件に従った提案ですが、固定期間5年以上の場合の提案を別途いただくことは可能です。
6ヶ月LIBORベース5年物(円-円)金利スワップレートを特定するのはどのような方法か。	午前10時に共同通信社より発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR) の中値とします。
割賦の基準金利は誰の提示するスワップレートか。客観的指標があるか。それともこれも提案に含めるのか。	午前10時に共同通信社より発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE (TSR) の中値とします。
基準金利の変動に伴い、県よりの割賦金も改定してもらえるのか。（5年ごとに割賦金も見直ししてくれるのか）	募集要項に記載のとおりです。
スプレッドは5年毎の見直しが可能ですか。	原則としてご質問のような見直しは考えておりません。
スワップレートに対する提案スプレッドの記入欄は1つとなっているが、当該スプレッドは30年間一定である必要があるのか。例えば、建設期間と維持・管理期間で差をつけることは可能か。募集要項11P「6 提示条件(1)事業・資金 協議事項」で述べられている県と事業会社による協議の対象として将来的に変更する可能性があるという理解でよいか。	本要項の中で記載することになっているものの以外の記載は、審査の対象外です。協議の対象については契約案でお示しする予定です。
債権譲渡に対する県の承認は、支払先の限定条件を除き無条件に行われ、かつ複数回の譲渡も可能か。	募集要項の記載のとおりです。無条件ではありません。また、複数回の譲渡も「県の承認を得た上で…」の条項を適用することとし、禁止はしておりません。
債権への担保設定に対する、県の承認は無条件に行われるのか。	募集要項の記載のとおりです。無条件ではありません。
事業会社から割賦債権を譲り受けた者が（県の承認を得て）さらに他の者に当該債権を譲渡することは可能か	募集要項の記載のとおりです。無条件ではありません。また、複数回の譲渡も「県の承認を得た上で…」の条項を適用することとし、禁止はしておりません。
事業会社が割賦販売契約のみを第三者に譲渡した場合、当該第三者に対して、「一方、県は事業者に経営破綻の懸念が生じたとき…」の条項は適用されないか。	現在のところ割賦販売契約のみの債権譲渡は想定しておりません。
割賦債権を分割して譲渡することは可能か。	現在のところ割賦販売契約のみの債権譲渡は想定しておりません。
事業会社の契約上の地位を譲渡し、又はこれに担保を設定することは可能であると考えてよいか。	募集要項の記載のとおりです。無条件ではありません。

質問事項	回答
債権の譲渡又は担保設定に関し、「基本協定」もしくは「建物等の販売及び維持管理に関する基本協定」締結時に県から事業会社に対し包括的な承認は特段の事情がない限り、付与されると考えてよいか。	募集要項の記載のとおり、債権譲渡、担保設定に際し、県の承認が必要です。
債権への担保設定については、質権、譲渡担保（債権譲渡）、代理受領、振込指定いずれの方法も可能と解してよいか。	検討中です。
「県の指定するものへの債権が譲渡」された場合、事業会社にはどのような補償措置がなされるのか。また「経営破綻の懸念」はどのような状況を指すのか。	補償措置の具体的内容については、契約締結時に定めることとします。「経営破綻の懸念」については県へのサービス提供が困難となる状況に陥った場合を指します。
「債権の取り扱い」 - 債権の担保設定可能としているが、「譲渡担保」のことと認識してよいか？	ご指摘のとおりのお取り扱いで結構ですが、方法等については検討中です。
「建物等の販売及び維持管理に関する基本契約」及び「建物等割賦販売に関する付属契約」から切り離して、割賦債権に担保の設定が可能か。	現在のところ、割賦及び維持管理についての担保設定は、一体のものとして行って下さい。
ア割賦債権を県の承認を得た上で譲渡することができるが、県が承認する譲渡先の資格要件は何か。又、譲渡先を複数とすることは可能か。	県が承認しない譲渡先として、反社会的な団体等が考えられますが、詳細については契約案の中で考え方を示す予定です。
債権の譲渡や譲渡担保設定における譲渡先の条件を提示してほしい。	県が承認しない譲渡先として、反社会的な団体等が考えられますが、詳細については契約案の中で考え方を示す予定です。
「所有権の移転後は、県の承認を得た上で債権を譲渡することができる。」とありますが、承認を得る条件のガイドラインを示して欲しい。例えば、譲渡先が「神奈川県入札参加資格者名簿」の関連項目に登録していれば無条件に承認されるのか。	県が承認しない譲渡先として、反社会的な団体等が考えられますが、詳細については契約案の中で考え方を示す予定です。
割賦債権譲渡が「県の承認」で可能となっていますが承認の基準は何ですか。排除される可能性があるのはどういうケースですか。非居住者は排除されますか。	県が承認しない譲渡先として、反社会的な団体等が考えられますが、詳細については契約案の中で考え方を示す予定です。
「県の指定するもの」とは具体的に何を指すのか	契約案の中で考え方を示す予定です。
県は、割賦債権の証券化のための、債権譲渡を認める可能性があるか。	証券化を制限するものではありません。ただし、譲渡の際の条件については、募集要項の記載のとおりです。
事業者が経営破綻の懸念が生じた時に債権譲渡の権利を留保するとしているが、既に譲渡した債権は不問ということによいか。瑕疵担保責任は債権譲渡者ではなく、事業者によりのみ遡及することによいか。債権譲渡にあたっては、県の異議なき承諾が得られるのか（相殺債権債務等への対応）。管理費用債権（将来債権を含む）も譲渡することが可能か。	債権譲渡は割賦部分と維持管理部分を一体として行うことを前提としており、経営破綻の懸念が生じた場合の県の指定する者への債権譲渡の権利は、当初事業者から譲り受けた債権譲渡先にもおよびます。検討中です。検討中。の回答のとおり、債権譲渡に当たっては割賦債権と一体として扱って下さい。
割賦債権は県債とクロスデフォルトの関係にあるのか。	クロスデフォルトの関係ではありません。

質問事項	回答
譲渡先が一ヶ所に限定されているが、事業契約の割賦部分を債権流動化の特定目的会社（SPC）に譲渡し、SPCが不特定多数から資金調達する、という手法は認められると考えて良いか。	現在のところ、割賦及び維持管理については基本的には一体のものと考えており、割賦部分だけの譲渡については想定しておりません。
事業者の「経営破綻の懸念」時、県が債権譲渡を強制することができるようになってきているが、「経営破綻の懸念」の客観的定義は何か。また、この時維持管理はどうなるか。	「経営破綻の懸念」については県へのサービス提供が困難となる状況に陥った場合を指します。また、そのような場合には維持管理業務についても債権譲渡先へ変更することとなります。
建物及び資材等に担保権を設定してはならないとあるが、建物工事期間中の借地の権利はどう保全されるのか。	工事期間中の建設予定地の確保については、県と地権者（横須賀市）との間で事業者に支障の無いよう対処する予定です。
契約期間(30年)の内で事業者が有する債権（又は契約上の地位）について、10年ごとにプットオプション又はコールオプションを行使できるスキームにすることが可能か。	30年間の長期契約を前提としています。本要項の提示条件に従った提案をした上で別途いただくことはかまいませんが、審査の対象は提示条件に従った提案です。
「協議事項」 - 協議事項とは具体的に何を示しますか。また10年毎以外には協議をしない意味ですか。	契約案の中で考え方をお示しする予定です。
「協議事項」 - 10年毎の協議において、協議がまとまらないときはどうするのか？	原則として協議前と同一の内容が継続するものと考えておりますが、詳細については契約案の中で考え方をお示しする予定です。
「協議事項」 - 協議事項として「10年毎または経済状況等の変化に応じ、協議可能とあるが、経済情勢・金融情勢によってはスプレッドを変更可能と認識してよいのか？	契約案の中で考え方をお示しする予定です。
「協議」の対象には割賦期間や基準金利が含まれると解してよいのか。例えば割賦期間中に基準金利が廃止された場合はその時点で「協議」すると解してよいのか	契約案の中で考え方をお示しする予定です。
県と事業者による協議事項が行われる場合として、「経済状況等の変化」とあるが、具体的にはどのような場合を想定されているのか。協議が行なわれるのは、県もしくは事業者の双方の事由に基づいて行なわれるのか。また、協議をして合意されなかった場合は、どのようなになるのか。事業者が債権譲渡を行なった場合、県が債権譲受先と協議することもありえるのか。	契約書案の中で考え方をお示しする予定です。原則として協議前と同一の内容が継続するものと考えておりますが、詳細については契約案の中で考え方をお示しする予定です。
「10年毎または経済状況等の変化に応じ、県と事業者による協議を行うことができる」とありますが、この経済状況等とは日本経済のそれを指すのか、それとも県の財政事業を言うのか、お答えください。	契約案の中で考え方をお示しする予定です。
6（1）で規定されている協議は「事業者」の権利か。例えば10年目以降のスプレッドを県と協議し、合意に達しない場合は県が割賦の残存価格をバルーンで支払い、事業者を、割賦部分だけ、排除するというような契約は可能か。	「事業者」及び県双方より協議を提案できるという趣旨です。契約案の中で考え方をお示しする予定です。また、現在のところ割賦及び維持管理については基本的には一体のものであり、割賦部分だけの排除という形は考えておりません。



質問事項	回答
協議の内容には、スプレッドの見直し、事業会社の交替なども含まれていると考えて良いのか。また、協議は県・事業会社のいずれかからも申し入れることができ、相手方はこれに応じる義務が生じるものと理解してよいのか。	契約案の中で考え方をお示しする予定です。

技術

6(2) エ設計G.L.はT.P.3mとなっていますが、大学施設の設計G.L.をこの高さに定めて敷地造成を行うと理解してもよろしいでしょうか。	G.L.はT.P.3mを予定しております。
対象地の容積率300%はできるだけ消化したほうが望ましいのか	延べ床面積の条件は提示しています。
当計画地周辺の業務施設地区、複合住宅地区、共同住宅地区等の具体的な施設整備構想・計画があればご教示願いたい	設計・建設条件に示す海辺ニュータウン地区地区計画（抜粋）の他、必要に応じて資料を収集してください。
「防災に配慮...」について、周辺住民等への備蓄倉庫等は考慮する必要があるか。	想定しておりません。
情報システム等技術の高度化、複雑化に柔軟に対応できる設計に関して、18ページ その他ウの県が別途発注する第三者の行う設計・施工及び備品の搬入（情報システムを含む）作業とのかかわりにより、設計理念が著しく変わる可能性があります。LANや高度情報化の容量に関する方針等を教えて欲しい。	検討中です。
6(2) (ウ)頂いた資料以外で海辺ニュータウンの計画に関する資料(例/樹種の選定など)があれば御提示下さい。	必要に応じて資料を収集してください。
大学施設に地域防災拠点機能を備えることを考えているか	想定しておりません。
大学施設及び施設周辺地区に対する地元住民等からの要望事項があればお示し下さい	現時点で要望は受けておりません。
「当該地の地区計画や海辺ニュータウンの計画構成」については、「資料 設計・建設条件」に示される範囲について配慮すればよろしいか。	お示しした資料は県で収集できたもののみです。必要に応じて資料を収集してください。
「人材育成研究センター」等の大学附置機関や大学院の将来増設予定地を計画地内で確保する必要がありますか。その場合、どの程度の規模想定でしょうか。	大学附置機関については別地に建設予定です。大学院については未定です。
県立施設として計画施設に地域防災拠点としての機能を付与することを考慮するか否か教えて下さい。機能付与を行う場合、本設計・維持管理計画に計上するか否か教えて下さい。計上すべき場合は、拠点圏域の範囲、圏域の計画人口・世帯数、周辺地域の地域防災計画に関する情報を教えて下さい。	想定しておりません。
講堂を含め、学外開放に供する施設と開放時間についての方針を教えて下さい。	施設については要項記載のとおりです。主に学会、公開講座を想定しておりますので、時間は特定できません。

質問事項	回答												
計画要件、ウ施設要件、「原則として地下階を設けないこと」と有りますが、この背景とあるのは、地下水位が高いことと理解して宜しいでしょうか。	それも一つの要因ですが、極力工期を短縮すること、残土処分の量を減らすこと等が挙げられます。												
6 - (2) - アの外来者への公開利用は講堂のみと考えて宜しいでしょうか。また、料金徴収を前提と考えてよろしいでしょうか。	募集要項に記載の通りです。入場料金の徴収は前提としていません。												
配置・外構計画について、事前に交通処理計画、県警・道路管理者等と協議を行っている場合、制限事項等の示唆があれば教えてください（右左折の禁止・一方通行・渋滞のおそれから迂回路の整備等）。また、同様に、駐車台数についても附置義務駐車場以外に警察等からの指導事項があるのなら教えてください。	未協議です。												
「床面積に応じて横須賀市の建築物駐車施設条例に定める台数」に従うと、建物総面積上限 = 40,000㎡の場合でも、134台であり、教職員・外来者と学生用の合計としては不足すると考えられます。この場合、学生用の駐車場は敷地内に設ける必要はないと解釈してよいでしょうか？学生用駐車場を内包、あるいは新たに設ける必要がある場合、教職員用・学生用それぞれの台数を教えて下さい。	使用者別の台数は未想定です。敷地内での駐車台数についてはあくまで建築物駐車施設条例に定める台数の確保を最低条件とします。												
駐車場の利用者想定（来客、教職員、学生等）の資料があればご掲示願いたい。	想定しておりません。												
<p>「免震構造について地振動レベル」が表で記述されていますが、通常上部構造、基礎構造のレベル2、耐震余裕度は下記のレベルで設計する例が多い状況です。要綱通りのレベルでよいかご回答願います。</p> <table border="1" data-bbox="159 1216 777 1317"> <thead> <tr> <th>(地振動レベル)</th> <th>レベル1</th> <th>レベル2</th> <th>地震余裕度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上部構造</td> <td>A</td> <td>B</td> <td>C</td> </tr> <tr> <td>基礎構造</td> <td>A</td> <td>A</td> <td>B</td> </tr> </tbody> </table>	(地振動レベル)	レベル1	レベル2	地震余裕度	上部構造	A	B	C	基礎構造	A	A	B	要項どおりとします。
(地振動レベル)	レベル1	レベル2	地震余裕度										
上部構造	A	B	C										
基礎構造	A	A	B										
入力地震動に特別な指定はありますか？	有りません。												
実験実習部門を含む建物以外の建物に免震構造を採用し、「官公庁施設の総合耐震計画規準」の重要度割増係数を1.0にして設計してもよいですか。その場合、免震構造のクライテリアは設計者が設定してよろしいですか。	表記基準の重要度係数が1.25と設定した内容以上の能力が得られる設計で、コスト的にも遜色のない内容であれば、支障ありません。												
ランニングコスト、LCCの面で合理的な施設・設備構成を検討し、また光熱水費を含む維持管理費を試算するために下記の情報ないし方針を開示して欲しい。大学運営に関する事項、大学年間行事予定（学期構成・試験期間・休暇期間など）、時間割時限設定（授業曜日・時限時刻）、図書館、情報系諸室、食堂など厚生施設の開館・営業時間、カリキュラムに関する事項、学科・学年・学期別標準時間割（時限別学内滞在人口の目安）、隣地実習に出る学生の発生頻度（学期・月・曜日・時限別人数）、卒業研究を課す学科（研究目的の学生滞在時間の目安）、各実験室・実習室の使用時期と時間数	類似大学を参考にご検討ください。												

質問事項	回答
施設規模、イニシャルコスト、ランニングコストの合理化のために、下記のような実験・実習室については、要求仕様とカリキュラム上の調整の可否から統合・共用化の工夫の余地があると思われる。共用化の可否、実験室・実習室毎の使用予定時期と時間数についての情報を開示していただきたい。調理・給食系実験室、行動観察系実習・演習室、生理学系実験・実習室	諸室関係資料を参考にご検討ください。
設計対象人員1200名の、各学部別の男女比及び学生・教職員・事務職員の内訳について想定があれば提示して欲しい。	学生は880名以外にも若干の編入学者等を想定しています。学部全体の男女比については3：7を想定していますが、学科別の男女比については想定していません。
要項・資料等から、学内人口総計＝1200人（設計対象人口）、学生の収容定員＝880人（入学定員×4学年）、専任教員数（最大）＝90人（諸室資料の研究室数）、と読みとれるが、諸室の構成・配置計画及び維持管理費算出のために、属性別の人口（員数）の想定を教えてください。特に、学生の編入学定員・編入学年、学科別の専任教員数・技官数、部門別職員数（組織構成・執務グループ別員数）	学生は880名以外にも若干の編入学者等を想定しています。
「建設費の上限額を180億円とする。」と記述されていますが、評価の対象外となる下限価格の設定はあるか。	設定しておりません。
才 建設費の上限額180億円とありますが、このうちエの工事に伴う備品整備費とは、具体的に何をさしますか？	諸室関係資料の他、別冊で配付する、備品リスト（工事を伴う備品）及びAV機器等リストを参考にご検討ください。なお、様式23の備考欄を利用して、本備品リストと異なるものがある場合は、当該備品名とその理由を付記してください。
設備要件について、情報工事関係のシステムに関する、県または市の上位計画があればご掲示いただきたい	県には「行政情報化プログラム」があります。市には「横須賀情報フロンティアプラン」があります。
6（2）「地球環境問題に十分配慮し」と書かれていますが、神奈川県を示す「環境配慮型公共施設設計指針（1994.3）に基づく設計を御考えですか。御指示ください。	「環境配慮型公共施設設計指針」は設計条件としていませんが地球環境問題に十分配慮した計画としてください。
建設費の上限額「180億円」には消費税が含まれると解してよいか	ご質問のとおりです。
建設費上限額180億円の根拠はなんですか。	参考資料にお示しした条件に基づいて建設した場合を概算で想定した額です。
<b>維持管理</b>	
修繕については随意契約で行うのか。	基本契約・付属契約書の中で、別途契約の規定を設けておいて、それを根拠に契約することになります。

質問事項	回答
維持管理に関して、設備保守管理は別途業務とは全て分離した計画にするのか。その場合東電等公益事業体からの引き込み関係も別にできる約束事ができているのか。	保健・医療・福祉関連機器及び情報関連機器は整備・維持管理の対象外としております。しかし、設計・施工段階ではこれらの機器が正常に機能するようにしてください。別の引き込みは考慮しておりませんし、東電等との協議も行っておりません。
清掃業務・保安警備業務の範囲は、別途業務範囲も含めたものと考えてよいか。	ご質問のとおりです。
維持管理の業務内容に関して、清掃・警備等が列挙されておりますが、その他、大学運営において民間事業者においても可能と思われる提案（食堂・図書館等の運営業務）は可能でしょうか。この点については、コンソーシアムにも影響いたしますし、施設計画にも関係くると考えられますので、ご回答の程お願い致します。	本要項の提示条件に従った提案をした上で別途いただくことはかまいませんが、提示した以外の業務については、審査の対象外です。
食堂の運営は将来本事業会社に委託する予定でしょうか。	本要項の提示条件に従った提案をした上で別途いただくことはかまいませんが、提示した以外の業務については、審査の対象外です。
「機能維持のための修繕」と「修繕」の違いは何か。建設大臣官房官庁営繕部監修の建設改修設計指針によると、修繕は「劣化した部位・部材あるいは機器の性能・機能を原状（初期の水準）あるいは実用上支障のない状態にまでに回復させること。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取り替えなどは除く。広義には改修を含める。」と定義されている。さらに、臨時的修繕として建築の一部分の全面的更新、いわゆる大規模修繕、経常的修繕として建物の部分的補修、いわゆる部分修繕、に区分けされている。「機能維持のための修繕」は経常的修繕、「修繕」は臨時的修繕及び経常的修繕と理解してよいか。	「機能維持のための修繕」と「修繕」は同義語として使用しており、意味の違いはありません。修繕（機能維持のための修繕）の定義は、お見込みのとおりです。なお、全ての修繕（機能維持のための修繕）は提案された長期修繕計画に基づく「維持管理業務に関する付属契約」の一部として別途契約します。
「業務内容」-修繕について別途締結される契約は、県と事業会社の間で締結されると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
機能維持のための修繕の具体的な範囲は。	修繕の定義は「劣化した部位・部材又は機器の性能・機能を現状（初期の水準）又は実用上支障のない状態まで回復させること。ただし、保守の範囲に含まれる定期的な小部品の取り替え等は除く」であり、一切の修繕を含みます。
「修繕については、提案にもとづき別途契約することとする」とあるが、これは、維持管理開始後、修繕の必要が生じた時点でその都度契約するという意味か。ここでいう修繕とは、長期修繕計画書に記載する修繕と理解してよいか。	ご質問のとおりです。
「業務の委託」-第三者とは、複数も可能と理解してよろしいでしょうか。また、「県に報告」とは、承認許可ではないと理解してよろしいでしょうか。	複数でも可能です。許可ではありません。詳細は、契約案のなかでお示しします。

質問事項	回答
「業務の委託」 - 業務の委託先については事業者側で信頼にたる委託先と認識すれば特段の制約はないと認識してよいか？	原則としてご質問のとおりです。詳細は、契約案のなかでお示しします。
「あらかじめ県に報告の上、第三者に委託することができる」とあるが、報告は、応募の段階で報告するのか、基本契約の付属契約締結時にするのか、維持管理開始を開始する一定期間前にするのか。	報告は応募の段階では必要ありません。報告の時期は契約案でお示しします。
「業務の一部又は全部を、あらかじめ県に報告の上、第三者に委託することができる」とありますが、第三者とは、構成員以外と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
維持管理業務を第三者に委託する場合、第三者である維持管理会社は県への登録は必要か。	検討中です。
県は、どのように「提供される維持管理業務のサービスを確認するため、定期的なモニタリング」を行うのか。その判断基準はどのようなものか。また、その際の維持管理料の取扱いについて応募者が自発的に提案を盛込まなければならないのか。	契約案で提示します。

#### 特定目的会社等の活用

事業者決定後にSPCを設立して当該SPCが事業者となることは可能か。	ご質問のとおりと考えております。
実際の事業者を新たに設立する特別目的会社（SPC）としたい場合、いつまでにSPCを設立する必要があるか。時期とその具体的な理由（提出書類上の問題、契約締結者の名義の問題等）を教えてください。	特定目的会社の設立時期は基本協定の締結以降であれば可能とします。条件設定の有無及びその内容については検討中です。
実際の事業者を新たに設立する特別目的会社（SPC）としたい場合、SPCに出資する会社はすべて事業者として参加表明する必要があるか。	必ずしも必要ではありませんが、出資者の条件等については、検討中です。
「特別目的会社等の活用」 - 基本契約を締結するSPCの主な出資者は事業者とする予定であるが、応募者以外の者も出資することは可能と認識してよいか？	応募者以外の出資も可能と考えますが、出資者の条件等については検討中です。
SPCに関する条件（資本金額、参加表明した事業者の出資割合等）はあるか。	条件設定の有無およびその内容について、検討中です。
特定目的会社等とは、「特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律（spc法）」に基づいて設立されたものに限定されるのか。あるいは商法上の株式会社、有限会社でもよいのか	特に限定しておりません。
事業期間中にSPCの決算の開示義務はあるのか。	求める可能性もあります。
事業期間中におけるSPCの株主構成の変更・会社の売却は可能か。	株主構成の変更については、禁止はしませんが、無条件ではありません。条件については検討中です。また、会社の売却については、SPCから更に債権譲渡を行うという意味であれば、6(1)の規定を適用し、県の承認を得て可能となります。

質問事項	回答
<p>「特定目的会社（SPC）の位置づけについて」 - 特定目的会社（SPC）を設立し、要項の中で言われる「事業会社」として位置づける場合、19ページの8の「契約に関する事項」については、基本協定は神奈川県様が「事業会社（＝応募時の事業会社）」、「建設企業」「設計企業」それぞれと（或いは連名で）締結する。建物等の販売及び維持管理に関する基本契約、建物等割賦販売に関する付属契約及び維持管理業務に関する付属契約は神奈川県様と「事業会社（＝SPC）」とが締結する。との理解でよろしいでしょうか。</p>	<p>基本的にはご質問のとおりです。</p>
<p>「特別目的会社等の活用」 - SPCの設立がスケジュール的に間に合わない場合には、基本協定を提案時の事業会社が締結し、その後、基本協定をSPCに引き継ぐことが可能と認識してよいか？</p>	<p>ご質問のとおりと考えております。</p>
<p>事業主体は海外のSPCや海外のSPCの日本支社・営業所、海外のSPCの出資する日本国内のSPCでも可能か。</p>	<p>検討中です。</p>
<p>「特定目的会社等を設立することの可能とする」とあり、参加表明時の必要書類であるグループ構成表の様式の脚注4に、「特定目的会社の設立により事業を予定している場合は、その旨を備考欄に…」との記述があるが、この参加表明時に「特定目的会社設立予定なし」と書いておいて、事業者を選定された後、特目的会社方式を採用することに変更することは可能か。逆に特定目的会社設立予定を書いておいて、選定された後、採用を取りやめることは可能か</p>	<p>提案提出以降の変更は原則としてないものとして考えております。</p>
<p>特定目的会社等とあるが、「等」とは具体的に何か。</p>	<p>SPC法に基づくSPCに限定しないという意味で使用したものです。</p>
<p>事業全体について、神奈川県 - SPC - 金融機関というスキームは可能か。SPCの登録時期はどの時点か。</p>	<p>前者については県がSPCと契約し、SPCが金融機関から資金を調達するという意味であれば、可能です。後者は基本協定以降であれば、時期の特定はしておりません。</p>

質問事項	回答
特定目的会社等を設立することも可能とあるが、特定目的会社等を設立しない場合は、維持管理業務における契約は県と事業者（建物等を譲渡する者）で行うとして解釈してよいか。	ご質問のとおりです。

県と事業者との責任分担

建物引渡し後の維持管理・修繕・設備更新等（長期修繕計画に基づくものも含む）については県側の負担と認識してよいか。また、民間側は瑕疵担保についてのみ責任を負うと認識してよいか。	維持管理業務については、「維持管理業務に関する付属契約」に基づき事業者が提供するサービスに対して、県はその対価を支払います。事業者は建築物に対する瑕疵担保責任のみならず、継続的に提供されるサービスに対しても責任を負っていただきます。
維持管理費用の市場価格の変動によるリスクを県が負担するという事は、一般的な物価上昇のみでなく、維持管理費用に関する人件費等も含むと理解してよいか。	一般的な範囲での人件費等の上昇であれば含まれます。
リスクについて記載された項目以外は応募者が提示し、その内容については提案書の受付前に協議させて頂けると判断してもよいか。	提案は募集要項の分担を示した表を基に行い、表に定められていないものについての提案は受け付けます。ただし、提案による新たなリスクについての考え方が、提案全体のどこに、どのような形で反映されているのか明確にしてください。また提案受付前の協議は受け付けません。
県による支払い遅延や中途解約の場合、損害金の考え方及び水準を教えてください。	契約案の中でお示しする予定です。
「県と事業者との責任分担」- 何らかの理由により、支払遅延・不能となった場合には県は損害金を支払うと認識してよいか？また、国も同じ見解と認識してよいか？	ご質問の事例の場合の対応については、契約案でお示しする予定です。また国の見解については確認しておりません。
「県と事業者との責任分担」- 県が財政再建団体になった場合でも本件の割賦払いが滞ることはないかと認識してよいか？また、国も同じ見解と認識してよいか？	現段階では想定しておりません。
「県と事業者との責任分担」- 県が財政再建団体となった場合に割賦払いは県が継続して支払うのか？または国が債務負担を引継ぎ支払うのか？また国も同じ見解と認識してよいか？	県が支払いを行うものと考えております。
「県と事業者との責任分担」- 県がデフォルトを起こし、割賦払いを停止することはないと認識してよいか？法律的にもないかと認識してよいか？また、国も同じ見解と認識してよいか？	現段階では想定しておりません。
「県と事業者との責任分担」- 毎年の割賦払いについて議会の承認が必要と思われるが、議会承認が必ず得られると認識してよいか？	原則としてそのように考えております。

質問事項	回答
「県と事業者との責任分担」- 債務負担行為に基づく割賦払いは、県の通常の歳出(職員給与、福祉経費、大学運営費等)よりも優先して支払われると認識してよいのか？また、国も同じ見解と認識してよいのか？	債務負担行為は、将来にわたる債務を負担する行為であり、毎年の歳出予算に所要経費が予算計上されることとなります。予算に計上された歳出項目の中では、それぞれの支払の根拠に基づき支払が行われることとなります。
「県と事業者との責任分担」- 債務負担行為に基づく割賦払いの優先順位は県の内部規定で規定されているのか？規定されている場合には、その規定文書を受領可能と認識してよいのか？	債務負担行為は、将来にわたる債務を負担する行為であり、毎年の歳出予算に所要経費が予算計上されることとなります。内部規定として支払の優先順位を定めることはありません。
16ページに記載されているリスク分担並びに現段階で分担が決定されていないものについては、別途協議となっておりますが、具体的にいつ協議する予定でしょうか。	契約案でお示しします。
「事業の継続が困難となった場合」の定義及びその時の措置について確認したい。	募集要項に記載のとおり、基本協定及び契約書において定めます。
学生による損傷、落書き等のリスクもこれに含まれ、県がリスクをとると考えてよいか。	事故・火災による施設の損傷には含まれません。学生による損傷、落書きは当然予想されるものとして、長期修繕計画に費用計上してください。
「リスク分担表」- 「維持管理費の上昇」は物価変動及び計画変更以外のリスクは事業者負担とされているが、不可抗力による管理費の上昇リスクは県負担と考えるのでしょうか。	基本的には不可抗力については、県のリスクと考えております。
リスクについて「仕様不適合による施設・設備への障害」にある「仕様」は配布資料の”仕様書：(7)維持管理仕様書”と理解してよいか。	「仕様」は維持管理業務に関する付属契約の仕様を指します。
「不当な譲渡担保の実行」とは具体的に何を指すのか。	募集要項6(1)に記載の条件を守らず、県の承認を得ずに行った場合、また支払先が1カ所に特定されない場合を指します。
県と事業者の責任分担表において、各段階でのリスク分担が示されていますが、所有権移転後、割賦契約期間中のリスク分担が不明確と思われます。たとえば、不可抗力(天災等)による建物の損壊、建物内での人身事故の責任の負担等、ご提示ください。	所有権は県に移転しておりますので、建物の瑕疵によるもの等を除き、基本的にご質問の事例については、県の負担と考えております。
県がどのような状態に陥った場合に「支払の遅延、不能」が起こりうるのか	現段階では想定しておりません。
「支払の遅延、不能によるもの」リスクは県が負担するということだが、どのような形で負担されるのか、あるいはリスクヘッジされるのか、具体的な意味をご提示いただきたい	契約案でお示しする予定です。
隠れた瑕疵の担保責任は民法、宅建業法等の法令に基づくものと理解してよいか。	検討中です。
隠れた瑕疵の担保責任の担保期間は何年か。	検討中です。
「施設の設計・建設における履行保証保険」は必ず付保しなければならないか。	損害賠償請求等にどう対応するかは応募者のご判断ですが、付保することが望ましいと考えております。



質問事項	回答
<p>建物引渡し後の建物の維持管理責任は県となるはずだが、維持管理期間のリスクを保証する保険とは、瑕疵担保に関するものと認識してよいか。</p>	<p>引渡しにより、建物の所有権は県に移転しますが、県が求める維持管理状態を保つ責任は事業者が分担します。従って、維持管理期間のリスクを保証する保険とは瑕疵担保に関するものと限定するものでなく、事業期間中のリスクへの対応を想定し、保険等による適切な体制整備を検討して下さい。</p>
<p>事業者が善管注意義務を果たしても避けられない不可抗力、住民問題、第三者賠償等のリスクについては、県がリスクを負うべきではないか。</p>	<p>建設業法に基づき中央建設業審議会により作成されている建設工事標準請負契約約款第29条の規定による地方公共団体の負担の考え方を本件においても準用することとし、募集要項16頁の不可抗力の負担者を県事業者と訂正します。その他のリスク分担については要項記載のとおりの方が適切と考えています。</p>
<p>「（事業の中止、延期）議会の不承認」 - 議会の不承認とは、どのようなことが考えられるのですか。例えば、債務負担行為の否決等が該当するのですか。この場合、リスクの負担者は県となっていますが、どのような対応が考えられますか。</p>	<p>議会の不承認については、債務負担行為の否決や契約の否決等が考えられます。対応については検討中です。</p>
<p>「（事業の中止、延期）施設建設に必要な許可などの遅延によるもの」 - 具体的にはどのようなことが考えられるのですか。建築確認等が該当するのでしょうか。このとき、民間のリスクの取り方とは、どのような対応が必要なのでしょうか。</p>	<p>該当事例としてはご質問のとおりです。リスク負担の方法については、契約案で提示します。</p>
<p>法令の変更リスクの「当該事業以外の全ての事業者に影響を...」の意味を分かりやすく説明してほしい。</p>	<p>「PFI事業あるいは学校施設建設・運営に関わる特定の法令でなく、当該事業に関わらず事業を行う全ての事業者に影響を及ぼす法令の変更」という意味です。</p>
<p>一覧表に環境アセスがありますが、この適用については、「県環境管理システム実施要綱」の調査検討を行うことで適合すると考えてよいか。</p>	<p>環境アセスについては公有水面の埋め立て事業として横須賀市で手続き済みです。</p>
<p>計画・設計段階の環境アセス・公聴会等による計画変更のリスク内容で、事業者の提案内容に関する事項が想定できない、審査側のリスク負担もあるのではないのでしょうか。また、この環境アセスという言葉は要綱の他の部分には見あたりませんが、この言葉をリスク負担の中で出された主旨を教えてください。</p>	<p>原則として提案内容に関する事項については、事業者のリスク負担と考えます。また、環境アセス及び公聴会等による計画変更リスクは計画段階における一般的事例として記載しております。なお、本事例については環境アセスについては公有水面の埋め立て事業として横須賀市で手続き済みです。</p>
<p>リスクの種類として、環境アセス・公聴会等による計画変更が記されていますが、本件も環境アセスの対象となるか。</p>	<p>環境アセスについては公有水面の埋め立て事業として横須賀市で手続き済みです。</p>
<p>「リスク分担表」 - 本事業に関する住民説明、環境アセスの必要性等、現状についてご開示下さい。</p>	<p>現時点において建設予定地周辺の住民への説明会は実施しておりません。環境アセスの手続きについては、公有水面埋め立て事業の事業主体である横須賀市が実施済みです。</p>
<p>計画・設計段階及び建設段階における急激なインフレ・デフレの物価リスクは、県、事業者両者が均等に負うことを意味しているのか。</p>	<p>ご質問のとおりと考えております。</p>

質問事項	回答
<p>工事遅延により引き渡しが遅延した場合、事業会社に課せられるペナルティ金額の算出根拠を教えてください。</p>	<p>算出根拠については検討中ですが、平成15年4月の開学は必ず遵守していただくべき事項であることを申し添えます。</p>
<p>リスクの内容のうち建設段階及びリース期間中での天災による不可抗力等（特に地震）のケースで県、事業者双方の責に帰すべからざる事由によるコストオーバーラン期間の延長については原則として県の負担として考えてよいか。</p>	<p>建設段階については、建設業法に基づき中央建設業審議会により作成されている建設工事標準請負契約約款第29条の規定による地方公共団体の負担の考え方を本件においても準用することとし、募集要項16頁の不可抗力の負担者を、県、事業者、と訂正します。維持管理期間中の不可抗力については基本的には県の負担と考えております。</p>

質問事項	回答
計画・設計及び建設段階における天災等による設計変更・中止・延期に伴う負担は、県が負うべきと考えるがどうか。	建設業法に基づき中央建設業審議会により作成されている建設工事標準請負契約約款第29条の規定による地方公共団体の負担の考え方を本件においても準用することとし、募集要項16頁の不可抗力の負担者を、県、事業者、と訂正します。
計画・設計段階及び建設段階の不可抗力リスクの県と事業者の分担は、経済合理性に基づき保険付保ができるリスクは事業者負担、その他は県負担と考えてよいか。	建設業法に基づき中央建設業審議会により作成されている建設工事標準請負契約約款第29条の規定による地方公共団体の負担の考え方を本件においても準用することとし、募集要項16頁の不可抗力の負担者を、県、事業者、と訂正します。
「（事業の中止、延期）大学認可遅延によるもの」-用地は借地とのことですが、大学設置基準は問題ないのでしょうか。	県において横須賀市の協力を得ながら対処いたします。
同上用地の確保のうち建設に要する資材置き場の確保は事業者の負担になっていますが県の協力が得られるものと考えてよいか。	必要に応じて協力はいたしますが、事業者の責任において確保してください。
責任分担表の中で、「県の指示による工事費の増大」という項目について、これは大学側の指示を含むと理解してよいか	建設段階では大学はまだ組織されておりません。

（6）事業の実施に関する事項  
各構成員の役割

「各構成員の役割」-「設計企業」と「建設企業」は、「基本協定」を除いて県との直接的な契約当事者ではないが、これらの企業が県に対して直接負う債務はあるのでしょうか。	契約上直接県に対して負う債務はありませんが、要項記載のとおり、必要に応じて県との調整を行うとともに、確認を受けて頂く事項やご協力頂く事項があります。
「事業者」と「事業会社」の責任について、7（2）で「事業会社は事業遂行の責を負う」とされ、7（4）で「事業は事業者の責において遂行される」とある。いずれが正しいのか。	本事業は、事業会社、設計企業及び建設企業により構成される事業者により実施されますが、その法的責任は県との契約の当事者である事業会社に負っていただくこととなります。

事業者間の契約

事業者間の契約は、通常民・民の契約形態でよろしいのでしょうか。もしくは、県の発注・契約形式（入札方式、書式、特記事項等）に則って行うのでしょうか。また、事業者がさらに下請けを契約する場合も同様の契約形態となるのでしょうか。	通常の民・民の契約形態の契約を行って下さい。
---	------------------------

事業期間中の事業者と県の関わり

事業会社は、当事業に関する会計を本業の会計と分別して管理する必要があるか。	開示を求める場合があり、それに対応できるようにしてください。
事業期間中、事業に係る収支決算や事業会社の経営状態等を報告・開示する義務はあるか。	開示を求める場合もあります。詳細については契約締結時に提示します。

質問事項	回答
ここで想定する県と金融機関が協議する一定の重要事項は何か。 契約で定められる割賦料の支払方法、支払担保等において想定される、割賦支払いが困難になった場合の金融機関の対応方法との差異は何か。 事業の継続が困難になった場合の措置において想定される、金融機関の対応方法との差異は何か。	資金調達の必要性や、事業の継続性を確保するため、資金を提供する金融機関と県が協議することもありうるものと考えています。
「県が事業会社に資金を提供する金融機関と協議することも有り得る」とあるが、これはどのような事態を想定しているのか、また協議内容は具体的に何か。	資金調達の必要性や、事業の継続性を確保するため、資金を提供する金融機関と県が協議することもありうるものと考えています。
金融機関との協議は、どの時点で行われるか。	必要に応じて協議を行います。
プロジェクト・ファイナンスが組成される場合、県と金融機関の間の直接協定(Direct Agreement)は締結されるか。これにより金融機関の介入権(step in right)は確保されると考えてよいか。	資金調達の必要性や、事業の継続性を確保するため、資金を提供する金融機関と県が協議することもありうるものと考えています。

#### 設計・施工に関する事項

県が別途発注する第三者の行う設計・施工工事の内容を具体的に示して欲しい。	現段階では、情報関連の工事等を想定しております。
--------------------------------------	--------------------------

#### 維持管理に関する事項

契約で定められた仕様に達しない場合は、維持管理費の減額等を行うとあるが、減額等についてどのようなルールが設定されるのか。	契約案で提示します。
維持管理契約に定められた仕様に達しない場合、減額だけでなく契約解除も想定しているか。また契約解除の場合、割賦料支払への影響はあるのか。	維持管理料の支払いの一時停止、減額、維持管理業者の入れ替え等を考えており、その他については検討しております。

#### (7) 契約に関する事項

##### 契約の手順

建設費及び施設譲渡金額はいつ確定するのか？最終決定は、設計作業完了時と考えてよいか？あるいは、建設完了後、引き渡し時となるのか？	原則として基本契約締結時に確定しますが、実施設計終了後に最終決定となる場合もあります。
県、事業者間による契約内容の打ち合わせスケジュールはどのように予定しているか。	要項記載のとおりであり、優秀提案等の選定後速やかに協議を行う予定です。具体的な手順については検討中です。原案は県で作成し、協議します。
「契約の手順」 - 特定目的会社を設立した場合、基本契約以降は、「事業者」を「特定目的会社」と読み替えてよろしいでしょうか。	事業遂行のための特定目的会社の設立であれば、読み替えが可能です。

質問事項	回答
<p>契約の手順について、8(1)において「事業者と県は基本協定及び建物の販売及び維持管理に関する基本契約を締結し、その後事業者と県が各付属契約を締結する」とあるが、8(2)で、「基本契約の対象者は県と事業者」となっている。いずれが正しいのか。仮に基本契約は県と事業者が締結する場合、設計企業と建設企業は直接の契約当事者でないので、県に対して直接責めを負うことはないかと理解してよいのか。</p>	<p>基本協定は県と事業者間で、基本契約は県と事業者間で締結します。</p>
<p>「選定された事業者と県は、協議により基本協定を締結し、神奈川県議会の承認を得た上で、建物等の...に関する基本契約を締結する。」とあるが、これは基本協定について県議会の承認を得ると理解してよいのか</p>	<p>基本契約の締結に当たって県議会の承認を要します。</p>
<p>「基本協定」「建物等の販売及び維持管理に関する基本契約」及び「建物等割賦販売に関する付属契約」「維持管理業務に関する付属契約」は今後どのような手順で作成されるのか。例えば、応募者が提案書提出にあたって、草稿を県に提出するのか、県が草稿を作成し応募者がコメントをつけることで作成されるのか可能であれば具体的な手順を提示いただきたい。</p>	<p>要項記載のとおりであり、優秀提案等の選定後速やかに協議を行う予定です。具体的な手順については検討中です。原案は県で作成し、協議します。</p>
<p>電波障害対応、塩害対応は資料に記載されているが、日影、風害、交通量の増加、大気汚染、土壌汚染、騒音、振動、地盤沈下、廃棄物、景観、安全等について、どの程度までの調査検討及び対策をとらねばならないか</p>	<p>必要に応じて実施してください。</p>

#### 契約等の概要

<p>「契約に関する事項」 - 基本契約締結後、付属契約の協議が予定期日までにまとまらないときはどうするのか？</p>	<p>状況に応じた協議をさせていただきたいと考えております。</p>
<p>割賦債権、建設、設計毎に担当企業がそれぞれ直接県に対してサービスを提供し、責任を負うことを基本協定の中で、責任分担することが可能か。その場合、責任分担外の企業が免責されるのか。</p>	<p>ご質問のような協定は想定しておりません。</p>
<p>契約の手順について、(2)ウ基本協定締結後、事業者は速やかに設計業務に着手するとあるが、(1)の基本協定締結後の議会承認が得られなかった場合、事業者の負担した設計費、その他経費の支払いは、どの様に担保されるのか。</p>	<p>施設整備のスケジュール上、事業の推進のためには、速やかに設計事務に着手することが必要であると想定したものです。</p>
<p>事業者が積み上げた価格について、値交渉はされるのか。(・元金相当費用の中身、・維持管理費の中身等) 当選した場合は、提案内容が了解された上でのことと考えるのですが、やはり価格交渉があるのか否か教えて下さい。</p>	<p>合理的理由に基づく変更もあり得ます。</p>

質問事項	回答
30年間に亘る割賦販売契約および維持管理契約の有効性について、基本契約で県の「表明及び誓約」（Representations & Warranties）がなされると理解してよいか。	適切な対応をしたいと考えております。
「建物等の販売及び維持管理に関する基本契約」が民法上の「売買契約」であるのか「請負契約」であるのか確認したい。	検討中です。
県と契約した「事業会社又は代表事業会社」が建物所有権移転後に代わることとは可能か、（たとえば1企業から特定目的会社に、あるいは複数の事業会社の中での代表事業会社の交代など）	適法な手続きによるものであれば可能です。
「建物等割賦販売に関する付属契約」 - 基本契約に定めた契約金額は、建物等割賦販売に関する付属契約までの詳細検討の過程で、変更が可能であると考えてよろしいでしょうか。	原則として基本契約で確定した金額を上限としますが、合理的理由に基づく変更もあり得ます。
P. 16割賦販売については、支払方法、支払担保等を定めるとあるが、県が財政再建団体となった場合、予算に対する議会の不承認等における取扱いについても明示されるか。リスク負担表にある支払の遅延・不能によるものとは具体的にどのような状態を想定しているのか。	契約案でお示しします。なお、支払の遅延・不能については現段階では想定しておりません。
30年の契約期間中、県による任意解除権は認められないと理解してよいか。	何らの原因なく任意に解除することはありません。
維持管理業務内容は原則30年間変わらないのか、5年ごとに見直すのか。また、維持管理料は上昇率、インフレ率とも30年間にわたり定めるのか、5年ごとに契約時に定めたルールで見直すのか。	原則変わりません。また、維持管理料は年何% up と上昇率を固定し設定するのではなく、基準となる指標を設定し、それに連動する方向を検討しています。
基本協定、基本契約、付属契約に関する資料（協定書、契約書のひな型等）があればご教示いただきたい	契約案等の開示は優秀提案の選定後を予定しております。これらの契約内容は協議の上締結することとなります。
各種契約書の内容はどの時点で開示されるのか。また、その内容についてネゴの余地はあるか。	契約案等の開示は優秀提案の選定後を予定しております。これらの契約内容は協議の上締結することとなります。
事業契約書原案の作成者は県ですか。弁護士事務所はどこですか（同一事務所雇用の排除のため聴取）。	法務関係の実務については協力者を通じて検討する予定です。

（8）その他

設備関連の負担金算出に当たり、各官庁打合せを弊社にて行なってよいか。	必要であれば行っても差し支えありません。
設計・建設および申請手続等に関する確認協議を関係官庁を行うことについては支障ないか。	必要であれば行っても差し支えありません。
「その他（1）」 - 提案図書等の提出後も、本募集要項の各条件を基本として優秀提案に「選定後の県との協議・交渉により最終的な条件が合意された内容」が付加されて契約書に反映されると考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりと考えております。

質問事項	回答
<p>「その他」 - 支払いは、県の通常の方法によるものとし、この要項に定めのないものは県財務規則によるものとするがあるが、県の通常支払い、および、県財務規則とはどのようなものか？公表されるものと認識してよいのか？</p>	<p>「財務規則」については、県政情報室でご覧頂くことができます。また、販売もしております。なお、基本協定及び基本契約において支払い方法等を定めることとしております。</p>
<p>本事業はPFI事業の認定を受けるのか。受ける場合はそのスケジュールを教えてください。</p>	<p>要項記載のとおりです。</p>
<p>PFI事業の記述で、「税制上の措置や並びに財政上及び金融上の支援が適用される場合には、県と事業者間で協議を行う」とあるが、来年2月の提案書提出期限の前を想定しているのか、後を想定しているのか。</p>	<p>選定された事業者との協議を考えております。</p>
<p>PFI法に適用で金融上の支援が適用される場合があるとありますが、提案書提出前にも想定されるのでしょうか。</p>	<p>現時点では把握しておりません。</p>
<p>PFI法の適用を受けるとすれば、どの時期に適用されるかどうか分かるのか。</p>	<p>現時点では把握しておりません。</p>
<p>県の公共事業においては県債と一般的財源の抱き合わせにて資金計画を立てることが一般的であると思われるが、今回の事業において全額借入となるため、当然ながらコストが高くつく。この点を踏まえて、今回の事業（上限180億円）におけるVFMの考え方をどのように考えているのか。</p>	<p>VFMは建設費に金利を掛け、総額を比較するものではなく、県が直接実施した場合の人件費や維持管理費等も考慮した30年間の総額と民間のそれを現在価値に置き換えて比較するものです。そのため、一概に県の公共事業の方が安くなるとは言えません。</p>
<p>本事業がPFI法に基づくPFI事業となった場合、日本政策投資銀行等の無利子融資の対象となる見込みはあるか。</p>	<p>無利子融資の対象となるよう努力してまいります。</p>
<p>PFI法に基づく、法制上及び税制上の措置並びに財政上及び金融上の支援が適用される可能性について、具体的にどのような可能性を想定しているのか。</p>	<p>日本政策投資銀行の融資対象となることなどが想定されます。</p>
<p>本来PFI方式は民間資金、ノウハウ等の活用により官が行うものに比べてコスト削減、サービス向上等をはかるものである。今回の場合、民間が提案する指標の一つとして要項の標準仕様に際するコスト（官が行った場合のコスト）はいくらか。</p>	<p>VFMの試算等については、国の基本方針が発表された後、公表予定です。</p>
<p>PFI法適用の可能性が記載されているが、PSCの検討はだれが、どのように行うのか。</p>	<p>県が過去のデータ等を参考に計算します。</p>
<p>PSC検討の結果、従来型公共事業として建学した方が、ライフサイクルコストが低い、という結論が出る可能性はあるか。</p>	<p>PSC等については計算中ですが、PFIで実施することにより市場の競争原理が導入されるため、PFI実施の方が費用が安くなるのではないかと考えています。</p>
<p>業務の範囲、開発許可、建築確認等の手続き業務及び関連業務において、大学設置認可等、文部省及び厚生省に対する諸手続は県が行うと但し書きがありますが、文部省等に対する手続きに付随して発生する業務がある場合、別途発注業務と考えてよいのか、協力の範囲と解釈するのか、教えてください。</p>	<p>要項記載のとおり、協力の範囲と考えております。</p>

質問事項	回答
<p>諸手続への協力に係る費用の負担は事業者の負担になるのでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりと考えております。</p>
<p>今回応募して落選した場合でも建設の協力会社となる事は可能か。</p>	<p>可能です。</p>
<p>「その他」 - 「事業者は、県が定める日までに建設及び維持管理にかかる協力会社を県に報告する」とあるが、県が定める日とは契約後、建設工事、維持管理の各々の開始の前と考えてよいか？協力会社とは具体的に何を指すのか。具体的に列挙してもらえると有難い。</p>	<p>優秀提案等決定後の適当な日を、別途指定します。協力会社とは、下請負を行う会社や、資材購入先など、構成員と契約関係を結ぶ事業関連会社と考えております。</p>
<p>建設及び維持管理にかかる協力会社は、事業者が自由に選定してよいか</p>	<p><b>原則として自由です。</b></p>



質問事項	回答
県に報告する協力会社には、他の応募グループの構成員を登用することは可能か。	可能です。

(9) 提出書類・作成要領  
提案時の提出

様式の縦使い、横使いを整理してよいか。例えば全てを縦使いとしてよいか。	要項の中の記載に従って作成してください。
提出書類は指定の書式で提出するが、今後、電子情報化を推進する上で、特に定められたフォーマット（使用ソフト、使用フォント、サイズ等）があれば指示願いたい。また、図面情報について使用CADソフト等指定があれば指示願いたい	提案要請時に提供したいと考えております。なおCADソフト等での指定は考えておりません。
各様式の主旨を盛り込んだ別のデザインの書式で提出してよいでしょうか。	本要項の中で提出することになっているもの以外の資料は、審査の対象外です。

作成要領

設計図右下に図面名称と共に図面番号・縮尺を記入してもよろしいか	結構です。
維持管理料は、長期収支計画表上はインフレ率1%として算定するが、「維持管理業務に関する付属契約」では、適用される物価指数が規定され、実際のインフレ率に基づき支払金額が調整されると考えてよいか。	ご質問のとおりです。
長期収支計画におけるインフレ率1%は固定か。また、見直しの余地はあるのか。	インフレ率を1%と固定し、提案条件を統一したものであり、実際の運営段階においては、その時々物価の変動を考慮したものになります。
初年度の見積金額を平成15年度の金額とし、とあるのは平成15年度価格で積算するという意味に理解してよいか	応募者において適切と思われる金額を記入して下さい。
資金調達企業が今後設立するSPCの場合の企業名及び過去の主な借入実績についての記入方法。 (様式8)	特定目的会社(SPC)を想定される場合の資料記入については以下によることとします。事業費の調達については、「資金調達企業」を「SPCへの出資予定企業」として各企業の出資額を記入して下さい。各企業毎の外部借入欄は記入不要です。外部借入については「資金調達企業」を「SPC」として調達予定を記入して下さい。過去の主な借入実績については、「資金調達企業」を「SPCへの出資予定会社」として、各出資企業毎の実績を記入して下さい。また、有価証券報告書等の決算書類についても、SPCへの出資予定企業についてのものを提出して下さい。
「資金計画表(1)」-外部借入等に記入する金融機関に関しては、他のグループで記入されているものと重複していてもかまわないと認識してよいか？(様式8)	ご指摘のとおり取扱で結構です。

質問事項	回答
「30年間償還表」 - 「平成11年12月8日現在の5年物（円 - 円）金利スワップの売値及び買値の平均値を30年間一定と仮定して」とありますが、金利スワップレートは時々刻々変化するものと理解しております。レートは応募者側が特定条件を指定するのでしょうか。または基準・指標となるものを県の方からお示しいただけると考えてよろしいでしょうか。（様式11）	午前10時に共同通信社より発表されるTOKYO SWAP REFERENCE RATE（TSR）の中値とします。また、募集要項11ページ「6提示条件(1)事業・資金 ウ割賦金利 (イ)基準金利」にあるスワップレートについても同様のものとします。
様 - 12の実績表について件数制限がないと考えて宜しいでしょうか。（様式12）	所定の期間内であれば、件数制限はありません。
過去3年間の主要業務の実績、及び同種類業務の実績は、当概施設の完成年月を指すのか、または設計業務完了年月を指すのか、ご指示下さい。（様式12）	<b>設計の完了から施設の完了までを含みます。</b>
様式12について、同種、類似業務実績について、同種は「保健医療関係の教育施設」類似は、「同種を除く、教育施設」としてよいか（様式12）	応募者のご判断です。
設計・建設企業の実績状況として、過去3カ年の同種類業務（新設大学の建設・設計実績）の記入が義務づけられているが、新設大学の設立が少ない状況の中で、「過去3年間の実績」に限定しないで記載できるか。また、実績がない場合には、審査減点対象となるのか（様式12）	本要項の中で記載することになっているもの以外の記載は、審査の対象外です。
エ（ウ）d技術提案書の（a）及び（b）は色刷りとしてもよろしいでしょうか。また、用紙の大きさ以外の、枚数その他の指定があれば御指示下さい。	提出図面のうち、透視図のみ着色とします。また募集要項21ページから提出書類・作成要領が示されています。
A1版配置図はA2版として縮小しますが縮尺はノンスケールとしてよいでしょうか？	縮小版はノンスケールで結構ですが、概ね1000分の1程度にして下さい。
様式（A4縦使い）をA3横使いで作成してもよいでしょうか？	指定様式によります。
A2サイズの図面は別冊とするのですか、それとも技術提案書のなかに折り込むのでしょうか？	別冊として下さい。
技術提案書における（ア）～（ク）までの図書は、カラー刷りとする事は可能ですか。	（ア）～（ク）については、カラー刷りは認めません。
d技術提案書 bに透視図とありますが、CG（コンピュータグラフィック）や模型写真でもよろしいでしょうか？	カラーのコンピュータグラフィックは結構ですが、模型写真は認められません。
模型の提出は可能でしょうか？	模型は一切受け付けません。
d技術提案書 dに設計説明書ありますが、説明文以外に文章を補完するための簡単な模式図面、写真、絵をいれてよろしいでしょうか？	規定枚数以内であれば構いません。
技術提案書における設計図面中に、説明用の文章を記載する事は可能ですか。	配置図に記載する概要を除いて、室名等一般的に書き込む文字以外は、設計説明書に記載して下さい。

質問事項	回答
<p>「(ク)日影図 上記(キ)と同一図面とする」とあるのは(キ)と(ク)を重ねて一枚の図面に表現するという意味ですか或いは、ベースにする図面が同じ物という意味ですか</p>	<p>一枚の図面に、別配置で日影図と電波障害図を描いて下さい。(縮尺はそれぞれ適宜設定して下さい。)</p>
<p>技術提案書 ア設計図面 (イ)平面図から(ク)日影図については、図面のサイズは、A2版と考えてよいのでしょうか、また、A1版の配置図は、スチレンボードに張り付けたもののみと考えて宜しいのでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
<p>技術提案書 ウ設計・建設企業の状況 (エ)総括責任者・主任技術者表 様式-15について「全ての設計企業について作成する。」とありますが、全ての設計企業について、それぞれ、総括責任者・主任技術者を配置すると解釈すべきでしょうか。それとも、総括責任者については、各設計企業毎に選定し 担当主任技術者は各設計企業の業務分担毎に記載するものと考えて宜しいのでしょうか。(様式15)</p>	<p>主任技術者は意匠、構造、電気、衛生、空調、昇降機、積算等毎にそれぞれ記載して下さい。企業が複数になる場合は、総括責任者を企業毎に記載して下さい。</p>
<p>技術提案書 ウ設計・建設企業の状況 (エ)総括責任者・主任技術者表 様式-15について枚数の制限、記載人数の制限について自由と考えて宜しいのでしょうか。(様式15)</p>	<p>ご質問のとおりです。</p>
<p>様式-17の説明書について原稿用紙枠が、無いものを作成しても宜しいのでしょうか。また、説明図の文字は規定数字以外と考えて宜しいのでしょうか。(様式17)</p>	<p>今回配布した様式に準じて作成して下さい。説明図の文字は規定数以外ですが、簡潔にしてください。</p>
<p>様式-22の面積表は棟名ごとに作成と考えて宜しいのでしょうか。(様式22)</p>	<p>様式-22の表は棟別になっています。1枚で収まるようにしてください。</p>
<p>特殊ガス設備(酸素、空気、吸引、窒素、水素、アセチレン)の使用量をご指示願いたい。(様式25)</p>	<p>類似施設等を参考にして大学にふさわしい機能を有するものをご検討ください。</p>
<p>除害施設の一般事項で、感染系排水は専用処理とありますが、どの室の、どの機器から排水があるか(様式25)</p>	<p>類似施設等を参考にして大学にふさわしい機能を有するものをご検討ください。</p>
<p>その他除害物質については廃棄物として別途県が委託処理を計画するとあるが、LCC計算から除外してよいか(様式25)</p>	<p>必要に応じて除外してください。</p>
<p>構造計画書は複数枚にわたってもよいですか?(様式26)</p>	<p>構造計画概要書のなかで、特殊な構造形式や主張すべき構造形式は2枚以内としてください。</p>
<p>工設計説明書 様式17~様式21の点線による柵目および枠外の数字については、無視し、白紙状態でレイアウト、記載して宜しいでしょうか、また、スケッチ等の説明に使用する文字は、1000字の中に含めず本文のみについて1000字以内と考えて宜しいのでしょうか。(様式17~21)</p>	<p>様式については、配布した様式集に準じて下さい。スケッチ等の説明書きは1000字には含みませんが、簡潔に記して下さい。</p>

質問事項	回答
「なお、いずれも初年度の1年間分の費用を計上する。」とあるが、初年度にアフターサービス期間が設定され、その期間無料で管理される機器があるが、その費用計上をどうするか。また、費用を減額した場合、2年度以降その費用を増額できるのか。（様式31）	維持管理業務に要する費用については、修繕を除き、様式31(10/10)を用いて、各個別業務の初年度とその上昇率をもって計算することとしております。機器による特殊事情はその特殊性がわかるように記載してください。
維持管理内容説明書の分量、様式については自由であると認識してよいか。（様式30）	ご質問のとおりです。

## 2 整備計画

「(4)専門的な実践研究」-地域の病院や福祉施設等とのネットワークとありますが、具体的な研修受け入れ病院などが決まっておりますらお教えてください。	現在、検討中です。
「人材育成研究センターについては、平成11年度以降、研修計画の策定、カリキュラムの編成等を計画的に進める」とされているが、受け入れ人員規模等で現状判明していることがあれば明らかにされたい。	現在、検討中です。なお、当センターは別地に建設予定です。

## 3 設計・建設条件

海と敷地の関係 ±0の場所はどこを想定しているか、ご指示ください。	敷地高さについては、T・P表示です。
洪水時の水位の想定及び過去の高潮に関する資料があればご提示いただきたい	把握しておりません。なお高潮の記録はありません。
計画地への通勤、通学ルートはどのように想定しているか。バス停・タクシー乗り場等の計画はあるか。	京急横須賀中央駅、京急安浦駅からのアプローチを主に想定しています。構内のバス停、タクシー乗り場の計画は想定していません。
周辺道路にバス停の計画はあるか	現時点では把握しておりません。
下水道計画における排水流域面積に関する資料をご提示いただきたい	必要に応じて資料を収集してください。
インフラ整備状況で上水道管と都市ガス管の引き込みについては特記されていますが、インフラ整備の設計区分と、すでに施工済みかまたは場合により変更可能かをお教えてください。	上下水道、ガス等は周辺公道内に整備済みです、それらインフラへの接続を本整備事業で行います。接続場所等は適宜計画してください。
地盤高さはT・P表示と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
敷地図作成のための座標一覧表があれば、ご提示ください。	座標一覧表は別紙をご参照下さい。
埋め立て事業による埋土施工後、沖積層の圧密沈下対策が施されていると思われるので、具体的にどのような対策が施されたかご提示ください。	把握しておりません。
埋土の施工期間及び、埋土施工時及び施工後から現在に至るまでの沖積層圧密沈下観測データ及び埋土自体の圧密沈下観測データをご提示ください。	把握しておりません。
液状化等の詳細を含めて、地質調査報告書全文を配布していただくことは可能でしょうか。	配布は出来ませんが、閲覧は可能です。

質問事項	回答
土質試験結果（一軸圧縮試験、三軸圧縮試験、透水試験、等）を閲覧できますか？	閲覧できます。
埋め立て地であるため、周辺インフラ埋設時には、沈下防止対策が講じられているものと考えられますが、具体的にどのような対策がとられているのかご提示ください。	把握しておりません。
(1)以下に埋め立て造成は平成時代との記述がありますが、具体的にはいつ頃実施されたのか。	竣功は平成4年10月です。
「テトラポットの可能性があるものが敷地内に広がりをもって分布する」とありますが、テトラポット護岸等の障害物の配置がわかる図面、計画書等がございましたら御提示ください。	別紙をご参照下さい。
地質調査報告書の資料で、地層推定断面八 - 八'・二 - 二'の断面線の資料があれば、ご提示していただけないでしょうか。	別紙をご参照下さい。
例としてあげられている関係法令の、問い合わせについては、個別に調査及び本計画を提示してもよいか。	必要であれば行っても差し支えありません。

質問事項	回答
各法令の等の遵守（例）の中で、ハートビル法とありますが、認定建築物を前提にするのでしょうか、また、認定取得に係わる申請等諸手続は事業者側になるのでしょうか、教えてください。	認定建築物を前提とします。申請手続きは確認申請を含め事業者が行います。
準拠する指針等で、例えば「学校建築構造設計指針・同解説」等の構造設計に関して指定があればお教えください。	諸規定に準拠してください。
開発行為の許可取得が不要と考えてよいか	設計内容により、開発許可が必要な場合もあるものと考えられます。
「工事に伴う濁水の流出防止を検討する」との記載に関して、計画地を含めた周辺の地盤高が分かるデータを教えてください。	測量図を参考とし、現場調査をしてください。
検討のために、周辺で地下水を利用した施設、住居があるかお教えください。	把握しておりません。必要があれば調査してください。
県有施設緑化基準によれば、芝等で表面が覆われる場合には、緑被地の面積としてカウントして良いと記載があるが、ソフトボール場の外野及びグラウンド部の芝地も緑被地としてカウントしてよいか	ご質問のとおりです。

#### 4 仕様書

##### (1) 配置計画

緑被率30%以上、空地率40%以上確保となっているが、緑被地は空地としてカウントしてよいか	空地は、建築面積の対象となる敷地以外のオープンスペースです。詳しくは、街づくりデザイン計画（横須賀市）を参照して下さい。
敷地内に付属建物（倉庫、ガードマンボックス）等は必要か。必要な場合の規模と仕様をご揭示いただきたい	今回提示した参考資料では想定しておりませんが、提案内容により必要と考えられる場合はご提案願います。

##### (2) 施設計画

学生相談、就職指導を司る事務部門（担当職員執務室）は、事務室（300㎡）に含まれるのか？学生相談室・資料室に含まれるのか？また、事務室を、学生・教員を対象としたカウンター業務部門、学生相談、就職指導等の個別業務部門、総務・経理・入試等の入室管理部門等に分けて別個に配置することは可とするか教えてください。可とする場合に各部門ごとあるいは事務組織の部署別の概ねの職員数を教えてください。	部門ごとの別個配置は可能です。その他については類似施設等を参考にしてお調べください。
「食堂は委託業者への委託運営 - 食堂の運営は外部委託と考えてよろしいでしょうか。	ご質問のとおりです。
「食事以外の利用目的」 - 食事以外の具体的な利用目的はどのようなものが考えられるのでしょうか。（イベント会場や、集会所等の多目的利用について）	現時点では仕様書記載の内容しか想定していませんが、本来の機能を損なわない範囲で多目的に利用できることが望ましいと考えています。
「微生物実験室」 - バイオハザードの封じ込めレベルは、P2程度と考えて宜しいでしょうか。	類似施設等を参考にして大学にふさわしい機能を有するものをご検討ください。
微生物実験室の取扱安全基準設備及び運営基準は、レベル2と考えてよろしいでしょうか。	類似施設等を参考にして大学にふさわしい機能を有するものをご検討ください。

質問事項	回答
<p>「微生物無菌実験室」 - 清浄度はclass 10.000程度とし、実際の作業はクリーンベンチを使用すると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>ご質問のとおりと考えております。</p>
<p>特殊空調室の内恒温恒湿、低温室の温度条件をご指示ください。</p>	<p>恒温恒湿室は、温度範囲 20～30、湿度範囲 50～70%、温度精度±1、湿度精度±5%とします。 低温室は、温度範囲 4、温度精度±1とします。</p>
<p>「低温室の設定温度」 - 低温室の設定温度は、どの程度か御指示下さい。（プレハブ冷蔵庫の設置と考えると宜しいでしょうか）</p>	<p>低温室は、温度範囲 4、温度精度±1とします。</p>
<p>飼育動物は、コンベンショナル動物と考えるとよろしいか。（SPF動物は飼育しないと考えるとよろしいか）</p>	<p>諸室関係資料13頁及び同見開き左側「諸室における設備の留意点」を参照して下さい。</p>
<p>無菌室(浮遊菌、落下菌)の条件を御指示ください。</p>	<p>諸室関係資料及び類似施設等を参考にして大学にふさわしい機能を有するものをご検討ください。</p>
<p>「微生物実験無菌室には、前室を設けること」とあるが、前室の仕様を御指示ください。</p>	<p>類似施設等を参考にして大学にふさわしい機能を有するものをご検討ください。</p>
<p>「精密機械室は別基礎とする」とあるが、この機械基礎にはどのような機械の設置を想定しているか。</p>	<p>お配りする備品例（工事を伴わない備品）を参考に御検討下さい。</p>
<p>「17 菌検査で陰性のみが利用できるトイレを併設する」 - 上記のトイレ排水は滅菌装置を介し、処理後、下水道放流すると考えて宜しいでしょうか。</p>	<p>類似施設等を参考にして大学にふさわしい機能を有するものをご検討ください。</p>
<p>運動生理学研究室のシールドルームは、どの程度のシールド特性をお考えでしょうか。（磁界、電界の周波数帯と特性）</p>	<p>シールド特性としては、電界の周波数帯200MHzで50dBの減衰量を確保することを目安に、類似施設等を参考にして大学にふさわしい機能を有するものをご検討ください。</p>
<p>基礎医学実習室、運動生理学研究室に含まれるシールドルームについての仕様を具体的に指示してほしい。</p>	<p>シールド特性としては、電界の周波数帯200MHzで50dBの減衰量を確保することを目安に、類似施設等を参考にして大学にふさわしい機能を有するものをご検討ください。</p>
<p>講演中心に国際会議、演奏会への利用も考えているが以下の点で詳細仕様をお願いします。 1. 500名席は固定席でよいか 2. 500名収容であれば階段状床が良いのでは？ 3. 床仕様がフローリングとなっているが別仕様でもよいか？ 4. 残響時間は可変しようとするか。</p>	<p>1. 固定席とします。 2. 階段状床とします。 3. 機能性、仕様グレード等が同等以上を確保できれば別仕様でも構いません。 4. 残響時間の可変は考えていません。</p>
<p>AVコーナーにおいて視聴に供するビデオやCDなどのソフトの貸し出し・返却・及びリファレンスは事務室に含まれると考えてよいか。</p>	<p>事務が円滑に行えることを考慮して下さい。</p>
<p>「体育館の仕様について」 - 災害時の救急一時避難場所として使用できるようになっていますが、災害対策用備品の備蓄及び非常用電源の確保等はどの様に考えているか御指示下さい。</p>	<p>災害対策用備品専用の倉庫などは想定しておりません。非常用電源についてはパターン点滅を前提として対象とします。</p>

質問事項	回答
「体育館は災害時の一時避難場所として機能する」とあるが、体育館アリーナの仕様では、災害時に必要な整備(電話・インターホン等)が欠如していると思われる。災害時対応として必要な整備があれば御指示ください。	必要と思われる設備・備品は様式23の備考欄に記載してください。
EVの仕様について P14では、「常用については全て車椅子仕様とし」とありますが P37では「全て車椅子仕様とし」となっています。どちらの記述が正しいかご指示ください。	P37の「全て車椅子仕様とし」を正として下さい。
敷地境界には、フェンス、門等が必要か。必要の場合の規模と仕様をご掲示いただきたい	フェンス、門等は必要ではないかと考えております。規模、仕様については本大学に適切と考えられるものを提案し、配置図に記入してください。
P15において「グラウンドはソフトボール場1面、テニスコート2面を確保できる配置面積」とあるが、P16の仕上がり仕様では、ソフトボール場・テニスコート・グラウンドの3種に分かれている。ソフトボール場・テニスコート以外にグラウンドは必要か。必要ならその面積は？	グラウンドは、ソフトボール場、テニスコート部分も包含したものと想定しています。仕上にいうところの「グラウンド」は「ソフトボール場、テニスコート以外の部分」とご理解ください。
交流プラザの仕上げはインターロッキングと指定されているが、レンガ、石、木等による仕上げを提案することは可能か	可能です。

(3) 設備仕様書

空調衛生電気設備方式が仕様書に記載(規定)されていますが、他の方式での提案は認められないのでしょうか。	仕様書に記載した方式で計画してください。
ユーティリティー機器への接続は本工事に含まれますか。	含みます。
「海塩粒子の影響で実験計測機器などに支障のないよう」とありますがこの実験計測機器とはどのようなものを想定しているのかご指示ください。	お配りする備品リスト等の中の実験計測器具を参考にしてください。
個別空調システムの選定に当たり新代替物質(R407)の使用は、よろしいでしょうか。	使用可とします。
上記の解釈は、フロン等の冷媒を使用した、ヒートポンプエアコンや電動ターボ冷凍機・チラー等及び代替フロンを使用する機器は原則として、使用せずガス焚冷温水機に決定していると解釈されるでしょうか。	ご質問のとおりです。
「風水害、高潮、落雷、断水停電、大火などの災害を考慮」とありますが、計画地ではどのような程度の規模の高潮が想定されるか。また、計画地周辺の海岸にはどのような防潮設備があるか。	必要に応じて調査してください。
受変電設備において、変圧器容量及び機器容量に対する需要率をご指示ください。	標準的な保健医療福祉系大学の需要率を想定してください。
受変電設備において、高周波対策は不要と考えてよろしいでしょうか。	高周波対策を考慮した受変電設備計画をしてください。



質問事項	回答
5. 自家発電設備(5)について、「～動物実験室・動物実験準備室・動物舎・恒温恒湿室・低温室・無菌室・各実験室及び準備室に設置されているインキュベータ等」に自家発電電源を送電可能と有りますが、電源種別負荷容量はどの程度見込めば宜しいでしょうか。	各室床面積から標準的な負荷を想定して下さい。
防犯設備の機械警備設備とは、機械警備システム用の空配管設備と考えてよろしいでしょうか。	配管・配線及びセンサーは本整備事業に含むものとします。
冷温主熱源機器は直焚吸収式冷温水機とのことですが、管理上は各建物のエネルギーセンターを一箇所に纏めて一括管理する考えでよろしいですか。	ご質問のとおりです。
”オゾン層の破壊防止、地球温暖化防止の為、原則としてフロンガスを使用するシステムは採用しない”と有りますが、個別空調（ルームエアコン）の使用も不可ですか。また、冷蔵冷凍設備についてもフロンの使用は不可ということですか。	個別空調、冷凍冷蔵設備へ使用は可とします。
空調設計温湿度条件の中で、その他の特殊条件は、配布資料「諸室資料」を参考にすることとあるが、記載がないので、指示願いたい	諸室関係資料本ページの見開きの「諸室における設備の留意点」を参考にしてください。
特殊排気の内、腐食性ガスの廃棄は、ドラフトチャンバー系統のみと考えてよろしいでしょうか。又特殊排気で大気解放前にスクラバー等で処理が必要でしたらその系統と処理能力(対象となる溶媒・使用量)をご指示ください。	ドラフトチャンバー系統と考えてください。スクラバーについてはドラフトチャンパー最低2台に1台の割合で設置するものとします。処理対象ガスの特定はできませんが、スクラバーの形式は充填式洗浄塔と想定し、水または薬液で処理するものとしてください。
建築基準法では、「学校」の場合、排煙設備が免除されるが、建築基準法令第126条の2及び昭和47年建告第33号による排煙設備を自主設置すると考えて宜しいでしょうか。	ご質問のとおりです。
医療ガス設備工事の仕様は「機械設備工事共通仕様書」平成3年度版（厚生省保健医療局）と有りますが、最新は1998年（平成10年度版）になり、各種の仕様が変更されて居りますが、中でも吸引用配管の仕様が、銅管から鋼管（JIS G 3452）に変わって居ります。本計画は、平成3年度版による設計を行うと考えて宜しいでしょうか。	平成10年度版による設計を行ってください。
危険物及び毒物の取扱場所及び貯蔵庫がありましたら位置と薬品名と取扱量をご掲示いただきたい	実験実習室、精密機器室等で特殊ガスや薬品の使用を想定しています。取扱量等については類似施設を参考に検討ください。
特殊ガスの供給箇所とユースポイント数及びガス警報箇所を御指示ください。（諸室資料に記載されていない）	特殊ガスの供給箇所、ポイント数については諸室関係資料及び今回提示した備品リストの記載を参考に検討ください。特殊ガス警報箇所については適宜設置してください。
実験用排水、厨房排水、動物飼育並びに感染系排水以外の県が委託処理するその他の除外物質とはなにを指しているのでしょうか。	下水道法上放流が不適当な、実験等に使用した薬品、1次洗浄水などで回収して処理委託する物を想定しています。

質問事項	回答
” 実習室厨房を含む厨房排水については油脂分離吸着式とする ” とあるが、他の方式でもいいですか。	油脂分離吸着式としてください。
実験用排水除害設備の一次側、二次側の水質及び処理水量を御指示ください。	資料中の実験設備の内容や類似施設等を参考にしてご検討ください。

（４）維持管理仕様書

維持管理仕様書の中に、リネン類の供給に対しての記述が無いが、今回の事業の範囲外と考えてよいか。	範囲外です。
---	--------

質問事項	回答
（1）夏期、冬季、春期の長期休みについて、期間、その間の大学活動規則（使用が許される施設空調負荷関連）（2）空調期間の制限は？（冷暖房の開始日、終了日）（3）活動時間帯は以下の想定でよいか？（学生・一般 8：00～17：00、研究室8：00～22：00、また、中央制御か個別か？）	類似大学を参考にご検討ください。
<b>5 参考 諸室関係資料</b>	
設置する機器の制限により、天井高さ、荷重条件に制約のある部屋はあるか。また、マシンハッチの必要な部屋はあるか。	諸室関係資料及び備品リスト等を参考にご検討ください。
各部門ごとの諸室の同時使用率はどの位ですか。	時間割については現在検討中です。
各室の収容人員をお教えてください。	諸室関係資料の面積等を参考にご検討下さい。
諸室関係資料2ページの最初の「諸室の面積については、柱等の突出がある場合には突出部からの内りを基準とする」とありますが、様式23の設計面積と仕上げ表の広さの関係は、どのようにお考えですか。	諸室関係資料2ページの記載は、各職種養成基準の充足を考える上での留意点であり、様式23の設計面積、仕上げ表の広さ等は実面積を記入するものです。
給湯設備の特：に特記事項がない。どのような仕様かご掲示いただきたい	見開きページの「諸室における設備の留意点」を参考にしてください。
実験排水は、酸、アルカリ排水を一系統とし、その他の実験特殊排水系統は無いと考えてよろしいですか。	仕様書P42(5)設備仕様書 機械設備14．除害設備を参照してください。
諸室関係資料の中で、空調の欄における「特」は何か。	見開きページの「諸室における設備の留意点」を参考にしてください。
空調対応として、24時間系統、及び残業対応が必要な諸室をご指示願いたい。	個別空調が必要な諸室については、諸室関係資料を参考にご検討ください。
建物の各室の面積について、提示面積の5%前後の増減は許容範囲と考えてよいか	四年制保健医療福祉大学としてふさわしい機能を有するものであれば、面積の増減に制限はありませんが、特に減を行う場合は、設置すべき設備・備品を勘案して減が可能であることを検証した上で行ってください。
諸室の面積の増減はどの程度許されるのか、ご掲示ください	四年制保健医療福祉大学としてふさわしい機能を有するものであれば、面積の増減に制限はありませんが、特に減を行う場合は、設置すべき設備・備品を勘案して減が可能であることを検証した上で行ってください。
指定される諸室面積のうち、指定数値と計画面積との差の許容は、上限10%、下限5%と考えてよろしいですか。	四年制保健医療福祉大学としてふさわしい機能を有するものであれば、面積の増減に制限はありませんが、特に減を行う場合は、設置すべき設備・備品を勘案して減が可能であることを検証した上で行ってください。
各諸室面積を算定するにあって、基本となる各学部において想定されているカリキュラムがあればご提示ください。	整備計画に基づき、各職種養成基準等を満たすカリキュラムを想定しています。

質問事項	回答
視聴覚設備の必要な諸室ごとの設備仕様及び工事区分をご掲示いただきたい	別添の備品リスト及びAV機器等リストを一例として示しますので、参考にご検討ください。なお、想定品目が当該資料と異なる場合は、様式23「諸室チェックリスト」の備考欄に、加えたもの、除いたものを区分して記入してください。

質問事項	回答
諸室関係資料の一覧表のうち、機器電源及び特殊電源の内容をご掲示いただきたい	機器電源及び特殊電源の欄は抹消されたものとして無視してください。
管理栄養系の生理学実験準備室に設置の低温庫の大きさ、温湿度条件をご指示願いたい。	低温室は、温度範囲 4 、温度精度±1とします。
一時ゴミ置き場について、施設内には、動物舎、生理学実験、微生物実験、理化学実験等もあり、それらの廃棄物については特殊な施設が必要と考えられるため、その仕様をご掲示いただきたい	それぞれの部屋の廃棄物処理については、県で処理することを想定しており、動物実験用排水など資料記載のもの及びその他必要不可欠なものを除き、今回の提案の範囲外とします。
低温室の温度条件をご教示願いたい。この場合のユニットとは、プレハブ冷蔵冷凍庫でよいか	低温室は、温度範囲 4 、温度精度±1とします。
無菌室ユニットとは、アイソレーターのことを示すのか	そのようには限定するものではありません。
無菌室の定義をご教示願いたい	諸室関係資料13、14ページ及び同見開き左側「諸室における設備の留意点」を参照して下さい。
管理栄養系の微生物実験無菌室は陰陽圧可変とありますが、どのような使用を考えているか	室外気流入遮断、室内気流出遮断の双方に対応できる機能を想定しています。
微生物実験無菌室は陰圧時、バイオハザード、ケミカルハザードのいずれかの使用となるのか	バイオハザードを想定しています。
管理栄養実験室Aにおける実験台8に対して水洗8というのは、給水×8、給湯×8と考えてよいか	ご質問のとおりでも結構です。
恒温恒湿室の温度、湿度条件についてご教示願いたい。その場合のユニットは、プレハブ式のことによいか	恒温恒湿室は、温度範囲 20~30 、湿度範囲 50~70%、温度精度±1 、湿度精度±5%とします。

## 6 別冊 様式集

「グループ構成表」 - コンソーシアムを組成した企業を、グループ構成表に別途表示（記入）してよいのでしょうか。	記載していただいても結構ですが、本要項の中で記載することになっているものは、必ず記載して下さい。
様式7の注2、3に様式28とありますが、様式29の間違いではないでしょうか。	様式集8ページの「様式28」は、「様式29」に訂正します。
外部借入等の額(100百万円)と、銀行ごとの借入金の合計(100万円+50百万円)が一致しないのはなぜか。	×銀行借入額は50百万円と訂正します。
器具設置工事区分で「什器備品共」とあるが、食器は「工事を伴う備品設備費」に含まれるか	別冊で配付する、備品リスト（工事を伴う備品）を参考にご検討ください。
P93~95の様式は28ではないでしょうか。	様式集93~95ページの「様式22」の記載は、「様式28」に訂正します。

質問事項	回答
<p>様式集P93の様式22は、同集P31の様式22と重複していますが、差し支えないものと判断して宜しいでしょうか。又、P93の様式28の5枚つづりの内の1と2がありませんが、これも差し支えないと判断して宜しいでしょうか。</p>	<p>様式集93～95ページの「様式22」の記載は、「様式28」に訂正します。</p>

注) 様式23の記載について

様式23の主な設備欄の記載が、諸室関係資料と異なる場合は、その部分と理由を備考欄に記載してください。なお、備考欄が足りない場合は、適宜別紙をつけて記載してくださ